平成 十三年 十二 月二十 日発行(平成十三年)一月十八日受理平成 十三年十二 月二十 日発行(平成十三年)一月十八日受付日本医史学雑誌第四十七巻第四号(平成十三年)

形県における近代産婆制度成立過程に関する研究

明治三十二年までの産婆規則類の制定を中心に

高

みや子

して、 婆規則」に撞着することなく、全国統一の産婆制度に移行したことが明らかになった。 独自の免許鑑札制を確立させた。その成立過程は四期に分けられ、 と共に、 年の勅令「産婆規則」によって全国統一を果たした。その間各道県では医制に準じた産婆規則を布達 〔要旨〕 わが国の近代産婆制度は、 考察した。 独自の制度を作り上げていた。本論文では東北地方の山形県を取り上げて、制度成立過程を調 地方の実状に合わせて規則の制定と改正を繰り返しながら、 山形県は江戸時代に間引きが習慣になっていた地域であったことから、 明治七年の「醫制」に最初の規定が示され、 明治三十二年に制定された勅令「産 最終的には、 明治三十二 (一八九九) 明治二十二年に県 その取締を行う

ユーワード――産婆、産婆制度、産婆規則

はじめに

産婆が職業として発展し始めたのは、 江戸初期からで、江戸時代を通して職業化が進行し、 江戸時代末期には都市

た産

一婆行政が

~他府

では は なく、 職業とし 制度として確立し て承認され、 たもの 産婆向 は H なかった。 教 本の発刊 to あっ しかし、 産婆の教育や資格取得、 業務 や罰 뗈 に 関 くする 規 定等

規則 (一八七四) 産婆に関する最初の取 が 整備され 年 衛生行 るのに伴 政全般 締 つ て産婆制度も徐々に近代化され、 規 殿の方針 則 は 明治元(一八六八) がを示す 醫制 が 年 布達されて、 ずの 産婆ノ売薬世話及堕胎 明治三十二 (一八九九) 年に全 本格化した。 それ以降、 等ノ取締 方 玉 衛生行政の 統一 0) 布 0 達で 法規 確 あ 産婆規 立へ る が むけて諸 明 則 治 0

則に 九九) の地 制定をみる 則を制定 治七 方では 0 年の勅令「 4) 年 L 7 こに至っ 61 産婆関係の条文を施行する 改正 醫 か 制 なる規 「産婆規則」公布までの を重ねる 県に先行した東京府の影響はこれ は東京 則 が 7 が制定さ . 京都 産婆 職 n ・大阪の三府に布達されたとき、 0 間 規 11 か否かは 制 か に取 なる経緯を経て、 地 方の実情に合わせた産婆の教育と資格取得、 ŋ 地方庁に委任された。そこで各地方庁は、 組んだ。 まで調査研究されたことは その 明 治三十二年の「 間 0 各地 三府では産婆関係の条文を施行されたが、 方庁 0 産婆 なか 産婆規則」 の教育と資格 0 た。 明治七年から明治三 12 産婆の業務と罰則に関する に結び つい 取得 て行っ 産 婆 たの 0 業務 それ か 以外 ま 規

京府 本 病院 研 究は 一年の 産 一婆 教授 勅令 山形 所 県 産婆規則」 0 0 産婆規 教育方式 削 公布により全国 類と他 の影響を明 の史料を 5 か 統 用 にすることを試 61 て の産婆制度が成立するまでの Щ 形県の近代産婆制 みる。 度成立過 過程を明らかにし、 程 特に 明 治七年 その特徴並 醫 制 び か K 5 東 明

江戸 5 明 治初頭にかけての東北地方の間引き対 策

江戸 時代 0 間 51 き 対策

産 |婆の業務を規制する布達が明治 : 元年、 明治政府が最初に出し た諸々の通達の一つとして出され た。 その 背景に は

間

る。 圧殺した。 天災時の不作による飢餓等が 引きや堕胎が広く行われ て人間になるのだという思想があり、 7 n に対して為政者は江 間引き、 堕 胎 は .ていたという事実があったからである。東北地方の場合、 戸 時代 類発 罪 無とか から間引きを禁じてきた。 嬰児を農作物の間引きと同様に考え、 残酷と思われ 人口を抑制する傾向 ずに行わ が ここでは米澤藩の場合とその他村に残され あ n てい つ た。 た10 また嬰児はまだ人間ではなく 間引き」または「返す」といって、 藩財政の基盤となっていた農村部で、 「取り上げて」

うな請書を徴した。 米澤藩では、 江戸 幕府 の生 - 類 憐 n 2 の令に依って元禄七 六九四) 年四 月 「出生を害す間敷事」 を令し翌年左記 0 ょ

た実施例をあ

げ

嬰児を

始め

御請状之事

誕生 承知仕候、 の子押返し申候儀、 彌 > 急 | 度相聞 先年御法度に仰出候得共、 可 申 候。 若 相背候 ハゝ其身は不及申、 今以て右様之儀止不申、 五人組共に曲 不仁成儀有之由、 事 に可 仰付候。 尤出生之子於有之、 是又改て被仰出候旨 Ŧ

其様子次第爲申 斷 見 届 口 申 候。 右之趣門前借屋等下々に至迄急度申付候

禄八年十一 月四

元

時

村

觸

頭

崩

院

組

堀金村 H I光院

奥田村 龍蔵院

及位村 常光坊

成 島 村 福蔵

坊

(時田 八幡寺古文書

(宛

者あるは、 明 和 八(一七七一) 人情に悖る次第であるから、 年 藩主は 御論文で「出生養育は天地 今後出生を育て候様 の徳にて万物生々の有様、 か へすゞ 願はしき事 に候」 然るに と仰出 奥羽 L 0 習 たが徹底しなか わ 出 生を擧げざる 0 たの

で、 寛政元 子供數多持ちたるの愛でたき事は、 (一七八九) 年以下のような直論を仰出 誰々も同じく知りたる事ながら、 した記

悪しき習わ

しに染み、

産所にて直

に出生を害

すべく候。 深く此事 不行届故と残念に 候事、 あ 此旨組中支配下、 る 歎 1 き思召 き事にもこれ 存候。 御 懇に生 下々に至るまで懇に申含む 我等心底をも深く察し、 なく候。 養 大 0 御教 一つては 宗仰 明 出され 和 年 出 中公儀よりの ごべく候 候處、 生を愛でたく取育て、 近年に至っては自然と相 御禁制 もこれ 當 あり、 國 0 此 近くは 弛 0 風 2 俗 候様相 中 永く相絶え候様 殿 聞 様 (鷹山 我等 政 VZ 致 教

させた。 は神文を取り上げ厳科に処した。 (寛政五 この禁令を犯 (一七九三) 「懐胎人届 す 年()。 者は 出之儀、 閉門、 その上、 几 組 月 頭 懐胎者の内半産 八月·十二月、 方懷胎· 組 合 近隣は 人の調 査を厳 お ・嬰児死亡・生育の数を明 壹ヶ年に三 叱 り、 重に 町 在 度宛三月、 の者は 毎 年三回 徒罪 晦 肝 KZ 百切 処し、 細 煎に村内の懐胎者を調 VZ 取調 村詮義 伍長 1 て届出させた。 几 致、 隣 は科料を召上げ、 切帋書に 査して代官 d 届 出 口 犯 申 す 産婆

昨年中 Ŀ. に 死候者何 出生取育之儀被仰出承知之通りに候、 人 只今取育候者何 人有之譯相糺 然る所去十一月、 L 書上 候様被仰 當年 出 同 候。 月同 村 7々明 日迄懐胎 細致 詮 0 議帳 女何人之内、 -X 随 而 半産 只 (今懐: 文 胎 は 生 出 n 産 候

無之分、 八月届二 重 三相 成候共、 今うみなし不申分ハ、 來月朔 月迄、 兩樣 1111 ニメ可 差出 候

(寛政六年

0

には

出

により繦褓料とし

の子を持つ藩士 努力でも に 弊風は根絶しなかった。 は 御祝 いとして木綿三反、 て金壹両を下賜した。 この 原 因が 町 在 生活困難とい は 末子 五歳に う事情に基づくとし、 達する迄一 人扶持を給することとし、 寛政四年 より、 + 尚 Ŧi. 貧困 歳以下五 なる者

御

代官

婦女子に至るまで会得させる方法とし 内の村で、 独自に村規定を立て、 惣世話役を定めて罰則 て 絵馬を神社仏 閣 まで決 12 掲出 いめ出生 た例 取 育の徹底 あ を計 n 悪 習 は人道に反すること

文政七年正月廿 日村評判を以 て出 生取育之儀村規定相立てる。

廿二日晚 免許 長百姓 ・夫々扱切ニ小前打寄せ、 印 判突、 請状取 Ŀ 申 候。 右 ヶ條之儀 覚

最前

も度々相

融候通、

- 一以来産婦之節は兩隣之目合見極を請ヶ産事仕等
- 惣世話役、 懐胎之上は二月十五日 欠代渡部里左衛門へ仰付る。 ·七月廿日 + 月廿日、 但出生取育難澁にて、 年三度づゝ肝煎 育兼申 へ書上仕筈。 躰 の者へ は、 但免許 村方より合力致呉候筈 長百姓之外、 出生 取育
- 若、 村規定相破候者は、 三年 Ó 間 夫婦半坊主に仕筈也。 勿論落し薬相用ひ、 小産に仕候者も同 [樣罪 過 可仕

と存候故… 出生を害し猫子の容に相成候躰、 $\dot{\Phi}$ -略…是は出生を害し候者の見せしめには悉くよろしく御座候 京都の下モ關の地蔵にゑまに掛り有之由承り、 何より以て婦人見せしめに宣 中大塚村牛谷家の 敷筈

保三(一七一七)年の赤子養育令が残っている。

他藩

の場合も、

米澤藩と同様に禁止の施策をとった。

最上の金山村に藩内に布令された元禄七(一六九四)年十月と享

候也

候者後日相聞候共、 当人主人は不及申に、 勿論庄屋五人組迄可為越度

出生之子不可産捨弥堅可為停止、

懐胎之内より庄

屋

心掛

出

「産候節¹

入念可遂吟

元禄七年戌十月 日 右之通田中覚左衛門殿被仰渡候なり

の教論を村長が村人に宛てて通達した「子育てにつき教諭之事」 時 代が 下り、 各藩は、 藩主名で子育てに関する教諭を出し領民の教化に努力した。 が残され てい る。 18 天保十一(一八四〇) 年 应 月 主

也 在中 たけをい をうは それ われしとするものなるに、 に親の手つから殺す事、 胎内の子をおろし、 貧しきニかまけてのわけなるへ うふ子をつふす事有之由、 ましてや、人として子のかわゆくなき事ハあるましけれと、 鳥けたものにもおとりたるわけにて、 Ų まれ に子なき人い 鳥獣さへ子をか か程ほ 右樣之事いたす人ハ、 わ しく思ひても、 D か n お 0 か命をとちるまても、 金銭 神仏も深くにくみた 全田 VZ 7 畑 か か せきのさま わ n to 子 0

村民

ま

3

せ、

領民

教

育に

努め

7

61

た。

きま ま 11 天 への咎も、 此 後 我等領内にて、 まの あ たりにて、 子をおろしつふす事 其家は よき事 11 ず決面 来たらす、 したすましく候 終に 11 ます ますこ んきゅうするなり、 此 道

理

をよく

わ

御

与相 今度在中子 弁 常々妻子 育之儀 共江茂申 三付 殿様 論 候 儀 御 教 論 口 三之御 為 専 要者 直 書被成下、 也 冥 加 至極難 有御仁 恩之段、 村長者不及申、 毎家判頭之者得

年庚子年四月

塩 谷 籐 九郎

河 内 干郎 右衛門

あっ 以 たが 上のように、 で徹底 江 戸 時 代中 堕胎 期 間 引きは 頃 か ら産 貧困 婦 が 0 関係 助 成や教諭となって行っ た社会現象であり、 た。 江戸 江 時 戸 代初期 時 代後期 KZ K は は 施政者が産 施政者 は 数論あ 上婆個· 人を罰す る 61 は 3 論告を出 罰 則

明 治 時 代 0 間 31 き 対 策

論述し、 或は全く S 時 本庄 は は 明治政府 貧困ならずと雖自ら之を行ふも 謝 著書 金大抵一 「近世人口 円以上二 問 題史料 円 |或は三 の中で、 円を貪取すると云ふ」、 の亦少からず」 千葉県で採録 等が あ 「貧困 L n た民間悪習情 間引きの弊 [家穏婆に与る謝金なきも 実 風 0 は維 中 に 新 後 穏婆も 12 Ŏ, お 11 ても 嘱託を受け彼 父母自ら其 各地で行 術 を行 わ の術を行 n U

を含む郡中 Ш 形県 0 場合 制 法が 残され 明 治 几 て い²⁰ 年尾花沢 る。²¹ 出 張 所 に お 11 て出 L た堕胎 児殺しを禁ずる告文や村山 郡 で制定 た捨る 子 堕 胎 0

尾花沢

出

張

所

0

堕

胎

児殺し

を禁ずる告文

\$

間引き対策

の一

環として育子策や民衆及び産婆の啓蒙活動を推進

したと述べ

る

条

項

事

3

脳

禁止

育児救助

付

論

達

獣 悔 露 此 セ 所 7 坳 11 小業、 サ V 風 候 ル 1 1 樣 云フ E 俗 致 > 年 其 可 サ 来 兼 八当人 シ 1" 人 厚 ル 悪 ク申 習 コ 夫婦 略 1 P 付可 ij + テテ 共 ルニ人ト 置 御 重 者也 ミタ Ŀ 丰 有 ・シテ 罪 ル 右 科 難 胎 丰 間 趣 行 堕 御 Z 斯 慈悲ヲ 11 3 11 文 前 V ル 村 悪 11 É 同 事 産 ずヲ窃 役 願 V 讀聞 人並 11 夕 スシテ只一 ニ行フ者アル ル 児 セ 親 子 切 殺 類 無洩請印 緣 スト 己 者 ノシ窓ニ ハ實 - 云フ 近 隣 致サセ女子共ニ至ル迄 コ 者迄 其子ヲ殺シ隠 蟲 1 獣 11 モ夫々咎 凡ソ天地 モ 劣リ y 間 申 一付候 居 ル 生ヲ受ケ 浅猿シキ ル 深切 間 者アリテ外 其 丁寧 時 クル 三至 得 者 申 1) E 獰 聞 蟲 後 1) 悪

村山郡郡中制法

セ

候樣可

致

捨子 随 胎 制 禁 + 1) 1然貧 窮 ニテ養育 能 E 11 可 甫 出 救 助 3 口 遣 事 附 捨 有之

節

村内申

置

届

出

から Ш 横行 形 県 VZ た お LJ 7 胎 は 間引きを禁止 明 治 九 年産婆に L 関 子育てをさせるため す る規 則 を制定し たが の育児救 明 助 治 法を施 + 卢 年 行するに Ш 形 県統計 あ たり以下 書 作 成が 開 0 論 始 達 L を出 た後 も堕胎 間 3

醸 如 + 至 知 夫 成 ル ル ラ V ス識 /児ヲ養育ス 随 + ij 遂 略 胎 略 ラ 維 間引キ元返シ等 管下 ス脳 世 維 新以来典型以 新以 一然リ 開 裏 ル 一来典 朋 二浸 1 ナ 丰 型 雖 ル 漸 11 目前 以 _ テ堕 1 テ堕 終 随 E 児 称 L 胎 活計 アルニ 往 胎 ヲ禁 胎 ガラ禁止 般 Z 万二 面 3 ノ風習 至 視察以 窘迫シ爲 在リ ル ヲ 3 寒二可 /視察以 改 1 テ ナ テ隠 X ノ愛々 / 悪習ヲ リ自ラ之ヲ メニ全家飢 恥 テ 蔽 隠 ラ防 コトナラスヤ、 情未夕生 脱 蔽 7 ス ク 為ス 防 餓ヲ招 1 ^ クト 雖 3/ セ 1 E E サ 勢之ヲ救 雖 靦 雖 ク ル 1 1 ノ思ヲ爲 1 -シテ恥 鳥獣猶且 E 七 積年 先タチ習慣 勢之ヲ救フ ラ ノ術 ノ弊容易ニ改悛シ ル 3/ 此 一其子ヲ覆育スル ヲ 知ラス、 ナ ノ如 クク嘆 ノ術 害早巳ニ之ニ 牛 所 ナク実ニ 息 業ニ 人之ヲ ラ至 ラ知 得 陥 見 歎 堪 ル 乗 カラ ル 息 ル ナ 原 E ル 至 况ンヤ人ニ 如 サ 怪 由 ル 此 7 ヲ Ĺ 纙 悪 モ + 事 堪 其弊 X ル ヲ ル

化 今般乙第百十五 ムル 於テヲヤ、 有 1 プ大得 丰 被治者 二背 此 如 ラ可 一号布達育児救助方法ヲ施行ス、 ハ終ニ其弊害ヲ脱シ 丰 カラス、 天 理 乖 各自 戻シ人 相 情 共ニ 難ク施治者 此 背 挙 反 ス 略... 目 ル 所業 的 1 其保護 管下一 随 ラ 馴 E 従 ノ責ヲ尽サ 致 般能ク此意ヲ体シ 来 ス ル 悪弊ニ 甚 夕 酸 > 陥 い鼻ニ ル ル _ 似 堪 無カランコト シタリ、 敢 でテ禽獣 サ ルナリ、 依テ之ヲ改良セ ヲ 恥 望 之ヲシテ " L ル 所業ヲ 此旨 黙 論達 メン マニ 為 力為 付 3 候 天 地 シ

た が、 た。 0 論 明 明治 治十 達 時 がが ·四年八月八 12 維新となり、 示すように、 間 引きを 防

n

4

ため

に産

婆

養成

に積

極

的

取

n

組

h

Ш 形県令 島 通 庸

てい 明 堕 胎 治 初 間 頭 引き 0 Ш 形県 0 問 題 に は、 お W 社会道 ては、 徳 江 0 F 問 時 代 題となり、 に引き 続 子育救護、 4 7 堕 胎 P 間 産婆資格を整備する施策 引き から 社会習慣 B 風 が 行 わ

明 治 初期 0 中 央 政府 0 政策

「産婆ノ売薬世 話 及堕 脂 等 取 締 方 12 みる 産

政官) 治 を 布達 した。 元年十二月二十四 日 太政官は産婆に対し以下の 「産婆ノ売薬世話及堕 胎等 取 ·締方」(明治元年十二月) 几 日 太

容易職 來産婆之者共賣薬之世話又は堕 業に付假令衆人之頼を受無 餘 一胎之取扱等致し候者有之由 儀次第有之候 共決し て右等之取扱致間 相聞 へ以之外之事に候元來産婆は人之性命 敷筈に候以 来萬 右様之所業於 K 有之は b 相 拘 不

取 紀之上 屹 度御 答可· 有之候間 爲心 得 兼て相 達候

の上 2 娅 0 罰 時 すると規定され 点で産婆は 人命に関 初 わ 8 る職業と明文化され、 て 産婆が社会的 に責任ある職業とし 業務 E 0 禁 止 事 項 て認めら 12 売薬 0 n 世 た 話 この点で、 堕 胎 を あげ、 近代産婆制 罰 則 度にとっ

て出発点となる規定である。

て取り上げ、 胎 明 治 間引きの習慣や風習は欧米の社会規範 維新となり、 直接携わる産婆を重要な職業であると承認し、 欧米諸: 外国の外交官、 の観点からすると異質なものであった。 お 雇 心外国 人 商人やその他の人々が来日し在住する中で、 産婆を論達する布達となったと考えられる。 明治政府はまず改善すべ 生命 に関 わる堕

(二) 「醫制」にみる産婆

治八年五月十四 年余りの準備期間を経て文部省は以下の 日文部省ヨリ東京京都大阪へ達) 「醫制」 を布達した。 (明治七年八月十八日 その中の産婆に関する条項は以下の通りである。 文部省ヨリ東京京都大阪三府 へ達、 年改正、 明

第五十 條 産婆ハ 四十歳以上ニシテ婦人小兒ノ解剖生理及ヒ病理ノ大意ニ通シ所就 産科醫ョ 1) 出 ス所 實 證

産科醫ノ眼前ニテ平産十人難産二人ヲ取扱ヒタルモノヲ所持スル者ヲ檢シ免状ヲ與フ

(醫制發行後凡十年ノ間) (當分) 從來營業ノ産婆ハ其履歴ヲ質シテ假免状ヲ授ク但シ産婆ノ謝料モ第四十一條ニ ニ産婆營業ヲ請フ者ハ産科醫或ハ内外科醫ヨリ出 ラ所 ノ實驗證書本條 口 二同 ラ検

シテ

免状ヲ授ク若シ一小地方ニ於テ産婆ノ業ヲ營ム者ナキ時 ハ實驗證書ヲ所持セサル 者ト雖モ醫務取締 ノ見計ヲ以

テ假免状ヲ授クルコトアルヘシ

第五十一條 産婆ハ産科醫或ハ内外科醫ノ差圖 [ヲ受クルニ非サレハ妄ニ手ヲ下スヘカラス然レトモ事實急迫ニシテ ノ規則ニ

從ヒ其産婆ヨリ醫務取締ニ届クヘシ 醫ヲ請 フノ 暇ナ 牛 時 ハ躬ラ之ヲ行フコト P iv 3 但シ産科器械ヲ用フルヲ禁ス且ツ此時 ハ第四十 九條

第五十二條 産婆ハ方藥ヲ與フルヲ許サス

産婆業務と罰則に関して規定された。 明 治 八年 の改正 一後は第二十九条、 第 三十条、 第三十一条となってい る。 この時点で、 初め て、 産婆の教育と資格取得、

産

婆資格

取

得に

関

して四通りの方法が示され

年 医の前で平産十人難産二人を分娩介助した実験 齢 は 四十 歳以上で、 婦人小児の解剖生理及び病理の大意に通じている者。 証書を所持している者を調べて免状を与える 所定の産科医が出す (第五十 実験 産 科

当分 0 間 従来営業産婆は履歴を質して仮免状を授ける (第五十條)。

四 産婆 医制発行後大凡十年 0 11 ない 小 地方に 間、 お 産婆営業を希望する者は、 11 ては実験証書を所持してい 産科医等の出す実験証書を調べて免状を授ける ない者でも医務取締の見計で仮免状を授けることができ (第五十條)。

業務に関して次の三 種 類 0 禁止 事項が示され たが、 具体的 な罰 則 は規定され なか ~った。

る

(第五十條)。

産婆は急迫の場合のほかは産科医或は内外科医の 差し図を受けずに妄に手を下してはならない。 第五十一

方薬を与えることを禁じる (第五十二條)。

産科器械を用いることを禁じる(第五十一

條)。

が 0 つ 実情に合わ 制定されるまでには、 た。 制 醫制」条項中に、 中の産婆に関する規定は、 せて段階的に教育と資格取得の基準を上げなが 当初の1 産婆制度の確立を医制発行後大凡十年間とあったが、 目論見より十五年長い二十五年 近代産婆制度の方針を示したものであった。 ら規 間 則 を要した。 類を制 定しまたは改正 全国統 産婆行政を委任された地方庁は、 法規「産婆規則」 しつつ産婆制 度を形成 (明治三十二年) てい

地方

三、「醫制」 布達後の山形県における免状制 の確立

醫 制 を受け 山形県として成立したのは明治九年八月二十一日であった。 産婆營業假 規 則 0 制 定

当時の山形県庁に、

明治九年度府縣醫

務取

Ш

形県が

統

第一

締人員表」によると専任か兼任か 県令三島 通 庸 成は下記 0 産婆營業假規則」 は不明であるが、 (明治九年十二月廿七日乙第三十 十九名の 醫務取締」 九号35 を置 を区 11 た。34 戸 内務 、長宛に布達した。 省 醫制 布達 それ 年 以前 後 は Ш 形

毎 0 規定及び罰則で、 藩を越えた共通の 取 締規 則 は存在しなかった。

各區 品 長 戸 長

産婆營業假規 於テー ケ 則 月分取 別 紙 ノ通施行 纒 第 課衛生 相成候ニ付テハ 庩 I 可 指 出 以来各區村町里正 [候事

戸

明 治 九 年 十二月廿七 Ē

第

課

檢閱ヲ遂ケ異儀無之分

該區

於テ届出ノ書画逐

産婆營業假規則」 (明治九年十二月廿七日乙第三十

第

條

産婆ハ三十歳以上ニシテ小兒 ノ生理 及病理 ノ大意 通 所 就 ノ産科醫 E 1) 出 ス所 實 驗 證 書 ラ 所 持 者

更ニ試驗ノ上免状可下渡事

但 |從來營業仕來候者 ハ年齢 本條 限 非 ス

條 從來營業 ノ者 ハ其履 歴 ラ質シ ン假鑑札 ラ可下渡 事 但 從 來 産婆小 兒 生 理 及 病 理 大意 _ 通 セス 11 不都合ニ

産婆 候條其所近方病院或 11 方藥ヲ 與 ヘフル 7 11 一醫員 禁 ス 二寄精々可 研 究事

第三

條

第四 條 産婦 ノ依頼ヲ受候 > 直 口 診 ノ上住 所姓名聞 糾 年月日ヲ詳記シ其村町 運工 工可 届出 事但分娩候 > 男

女小共本文同 様 可 扁 車

第五 條 産婦 ノ取扱方 別 テ丁寧 ラヲ盡シ 假 モ 麁 漏 ノ儀 有之間 敷

第六條 出 生 一ノ兒産 所 於テ病死スルカ或ハ胎内中ニアッ テ死失候節 ハ其病名并診斷 手續等詳 細 記 載 其 行町 正

工可 届 出 事

第七條 分娩セ シ兒ヲ壓殺 ハ勿論墮胎 ノ儀從來御制禁ニ付銘 口嚴重 相心得若シ 右様 儀見聞候ハ 7 早々可訴出 情 ヲ

状

を下

渡する。

但従来営業者は年令本條の限りにあらず

第

條)。

ょ

ŋ

っだす

実験証

を有する者

更に

試

験

免

知 テ不 訴 出 於テハ 屹 度可 及處 事

ようにと布達した。 産婆營業假規則」 第 八條 鑑札ニテ營業或 施行時 を制定するので、 0 届出 ハ生死届等ヲ等閑候者ハ屹度可及處分筈ニ付銘々心得違 事務の扱い 従来営業の者ならびに新規に産婆を営もうとする者は、 は 産婆は各区村町 里 VZ 届 出 区戸長は 届 致間 出 [の書面 規 を逐 則 に照らして出 検閲

課衛 生 讓係 が受理 するという方式であっ た

ない分は区戸長が

一ヵ月分ずつまとめて、

第

課衛生課係

提出するものであっ

た。

区戸長が直接の窓口

となり、

第

L

異儀

願

する

教育と資格に関して山形県免状と仮鑑札と二種 産婆は三十 歳以上で小 児の生理 及病 理の大意に 類 の形態が 通 U が示され 所 就の産科医

二 従来営業の者は其履 合であるから其所近 の病院或 歴を質し仮鑑札を下渡する事。 ハ医員に寄りて力の 及ぶ限り 但従来の産婆は り研究する事 1/1 児の生 (第二条 一理及病 理 0 大意 に 通じ ない 0 は 不 都

免状を下付すると、 醫制」と比較すると、 試験を課 産婆の年齢は、 して 61 る 四十歳以上から三十歳以上へと引き下げ、 実験証書を所持する者に試 0

上

験 ぶ限り研究することと学的 証 従来営業者に対しては、 を所持する者に試験 「其履歴書ヲ質シ假鑑札ヲ可下 の上免状を下付する線を明 知 識を強調 してい る。 医 制 確 中 VZ 渡事」と変更はない 打ち出 発行後大凡十 した点が、「 年 間 醫制 が、 の特例を示す文言は削 近所の病院あるい 0 規定より進んだものとなってい は 除 医員 基 に寄り 本的 力 に は 0 る。 実 及

産婆 は 方薬を与えるを禁ずる

業務と罰

則

12

関して、

県

独自に規定され

た。

_; 産婦の依頼を受けたならば直に回診の上、 住所姓名を聞糾 し年月日を詳記 其村町里に正しく届出る。 但 一分娩し

たならば 男女小共を届出 る (第四 條

三 産 婦 の取扱方は別て丁寧を盡し仮に麁漏 の儀が あってはならない (第五條)。

四 死亡届について、 して村町里に正 しく届出する 出生児が産所で死亡するか又は胎内死亡した場合には、 (第六條)。 病名並びに診断手続き等を詳細 記載

五 分娩した児を圧殺は 勿論墮胎の件は従来から禁止されているので、 厳重に心得もしそのような事を見聞

六 ば早々に訴出 る。 訴 出ない 場合には処罰される (第七條)。 処罰され

は生死届等を提出しなかった者は、

る

第

條

無鑑札で営業あるい

出 醫 産 制 婦 0 と比較すると、 取扱方、 死亡届について県独自に具体的に規定している。 方薬に関しては 「醫制」 の文言と同じである。 産婆の業務に 関して、 П 「診と届出、 分娩時 0 届

進んだ規定と言える。 た条文である。 罰 則 に関して、「 無鑑札が罰則になってきたの 醫制 中になかった圧殺・堕胎について明文化してい は、 免許と鑑札制度の進捗状況を示すもので、 るのは、 山形県の堕 明ら 一胎・間引きの現状を反映 か KZ 醫制 より

あった。 免状下付することと業務と罰則に関しては山 以 上 履 歴 を調べて仮鑑 札下付することは .形県独自の規則であった。 「醫制」 と同 趣 旨の規定であ 両方とも つ たが、 醫制 実験 証 書取得者に試 0 方針 より一 歩進 験 の上 んだ段 П 形県)

三名、 は、 織としては未整備であり、 明 0 東田 頃 治 干年 Ш III 形 郡 百四二 県 は 七名、 名 Ш 形 西田川 内訳 県庁に医務取締十九名を置い 区毎 は 郡二八名、 南 のばらつきがあったと考えられる。 村山 郡十名、 西置賜郡 東村山郡七名、 一六名、 たが、 東置賜郡十名、 未だ事務条項がなく、 西村 山郡二一 L かし、 名 当時、 南置賜郡 北村 産婆 区戸長を窓口 Ш 四名であり、 郡 0 四四 従来開業者で仮鑑札 名 最上 にする等、 一郡二名、 産婆一人当りの出 衛 生事 飽 0 取得 海 郡 務 者 組

Ш

一形県は免状産婆はいなかっ

た。

醫制

ヲ東京府ニ

産数は一 百二八・九六であった。 + 年百三八名、 十二年百五九名であった。

時 期の 東京 0 産婆数が、 明治十一年三二九名、 十二年免状一五名、 従来開業者二八七名、 合計三〇二名であった。

\equiv Щ 形県の衛生事 務組 織 の整備

規 中 則 央政府に 類 0 施 おい 行に ては、 は 試験、 明治六 (一八七三) 年十一月に内務省が設置され、 免許下付、 登録等に衛生事 務組 織の整備が大きく関 般医療行政が内務省の管轄となった。 わってくる。

七年 醫制 布 達後の八月、 「醫制」施行のために府県に医務取締設置に関する布達を緊急に検討した。 明治

達ス然レドモ其中ニ就キ實際行ハルヘキ緊急ノ條項ヲ採拾シテ之ヲ施行セシメ又府廳

二於テ持二行

サ ハン V 1 ハ諸般衛生事務 欲 スル 所ノ 事項ハ之ヲ文部省ニ稟議セシ ノ幹施ニ便ナラサルカ故ナリ九月京都大坂 ム尋テ醫制第七條ノ旨趣ニ據リ醫務取締ヲ置 ノ二府ニ 達スル 亦東京府 二同 カシム先ツ此設ケアラ

Ш 形 県の衛生事務組織の整備状況の変化は以下の通りであった。 対応 が早く、 九名の医務取締を置 た。34 さらに、 明治 十五年に

11

「第二年報ニ

開

陳ス

ル

力 如 ク配置

方法

Ш

形

県では

擔任 キ以テ衛生 ジ事項 ノ事務ヲ施 ノ如キー 定ノ成規ナク事業周到 行セシ ムルニ至ル」 に対し、 ノ日ヲ期シ難キヲ以テ明治十年五月二七日ニ始テ 山形は 五名の衛生担当吏員を申 牒 た。 衛生擔當吏員ヲ各府縣 置

Ŧi. 日 一ち合う事が規定された。 治十年十二月十五日、 丙第二百三十七号)を布達した。 (41) 山形県令三島通 その中に、 庸は各区、 以下の取締の事、 区長と医務取締宛に「衛生取締事務章程ニ付達」 学術 を奨励する事、 間引き圧殺を禁じる事、 (明治十年 試験に 二月十

区内私立医塾私立病院医師家畜医薬舗製薬人産婆並ニ売薬云々等ノ取締ヲナス事 第

條

1/

により

取調べは本格化した。

事

醫師 薬舗家畜醫制薬家産婆等 ノ学術ヲ勧 野スル 事 第 條

厳ニ墮胎圧殺ヲ視察シ若シ之ヲ行フモノアリテ其証ヲ得ルカ又ハ現ニ 其行跡ヲ認ムルトキハ速ニ之ヲ具状スル 事

四 区内医員及産婆或ハ医学生徒試験等ノ節 同日付で、 山形県令三島通庸は各区、 を布達した。その中に届出をする事が規定された。(タヒ) 区長と戸長宛に「区医職務章程 11 時宜ニ寄リ立合監臨スル事 及区医処務順序ニ付達」 第十 Ħ. (明治十年十二月十

其受持区内ニ於テ医師薬舗産婆等ノ開業ヲ願出ル向アルトキハ其願書エ連署スル事 (第三

五日、

丙第二百四十一號)

受持区内ニ於テ医師薬舗産婆等ノ開業ヲ願出ルモノアリ 格別不都合ナキヲ認ルトキ ハ其書面 エ 々連署押印 スル

県令から郡役所宛に「本年一月丙第二十一号ヲ以テ取調相達候醫術内外科各科開業醫産婆藥舗ノ儀増減取調ノ次第有之 山形県では県庁庶務課第五部に五名を置きその任にあたった。この頃、(世) 四号並びに四十九号を以て、各府県宛に「衛生事務取扱之儀自今担当吏員ヲ選定シ担当セシムルベキ旨」が布達された。 三府ニ達シテ設置セシメシカ各縣ニ於テモ其職ノ必要ナルニ注意シ殆ト之ヲ置カサル 明治十一(一八七八) 年五月、 内務省から「醫務取締ハ日常人民ニ親接シテ衛生事務ヲ履行スルニ緊急タルヲ以テ曩ニ 山形県では、 明治十二年十二月二十三日、 ノ地方ナキニ至レリ」と乙第四十

十三旦 候ニ付其營業筋ノ者ニ於テ明治十三年一 丙第二百九十一号)を布達した。 山形県では既に医療職及び産婆等の人数の取調べを開始していたが、 月ヨリ廢業及死亡等有之節ハ其都度可 届 出此旨 I相達候 事」 明 治十二年十二月二 この 布達

内務省達乙第五十五号)を布達し、「前略自今更ニ衛生課ヲ設ケ略々衛生ノ大意ニ通スル者ヲ撰テ之ニ専任シ別紙 明 治十二 (一八七九) 年十二月二十七日、 内務省は府知事県令宛に 「府縣衛生課事務條項」 (明治十二年 十二月 ノ條項爲 一十七日

取

扱

候

様

可

致

Ł

次

の業務

に従

事することを規定し

死 事 流 取 産 締 申 事 報ヲ収録シ管内 獣 医 産婆等, ノ開 ノ人口死者云々、 閉業ヲ督察シ 獣医、 其現員 産 ヲ 一婆等 調 査 ス 1 開 ル 事 閉業等 第 ラ 調 統計 査シ テ 報告 毎 ノ事 年 統 郡 計 品 表 ヲ 1) 製 出 所 ル 出

以 Ĺ 統 計 報告等ハ都 テ毎期ニ内 務省衛生局 二申 達ス ル 事 (第六)

衛生 生事 衛生 村内ニ 生委員 事 0 衛 務 内 を Ш 擴張 義 務 形 生 治 務省は 0 明 年に県庁に一 事 條項ニ 務条項を扱う事とした。 委員 於テ實際人民ニ T = 0 務 県ではこれを受け、 治十三 配置 務を取り扱うよう指示した。 づ ノ爲三 更に、 け ヲ設ケ 年二月二十八日、 付達 年 た から 府 整 四 月一日 この 四港 別 府 7 部 た明 冊 知 (明治十三年 年 接シ致世話候者無之テハ日常民間 事 からなる衛生 ノ各地 1 丙第 條 治 0 県令宛に 第八十九号)を布達し、 寛(33) 山形県令三島 項二 Ш 方 太政官は 形 その 県 準 11 一月三十一日乙第拾弐号) 拠シ戸 判任官各七名他 0 第一 一課を設け十三年一月に十 町 町 衛生事 村衛生 村 その中で「出産死亡流産 長ヲ 通 條に 衛生 庸代 委員 助ケテ該町 事 務 理山 出 務條項」 形県令三 はは 産 衛生委員 ノ地方 組 九七 形県少書記官深津 織 死亡流産 0 を布達し 島 対衛生ノ事 (明治十二年十二月二十七日内務省達乙第五十六号) 強化を企てて第十六号を以て ノ實況ニ就キ行ハレ兼候場合モ不少ニ付、 名で、 同五名ヲ増加 事 通 務取 庸 ノ員數 名衛生課員を置き、 エノ員 か L 内訳は 扱 5 郡役 (数ヲ取調毎月之ヲ郡区長 公選による町村衛生委員を置き戸長を助 ヲ取調毎月之ヲ郡區長ニ申出 務 規 程 無 為 カセラル」。 所宛に 有給七 取 衛生 の名前で、 扱可云々」 委員心得概 七 衛生委員事 五. Ш 郡役所に二十五名の 名 明治十三年一月三十 形県ではこれを受け明治十三 と公選で |判任官増員||を布達 無給 目 三申 12 務 よ 町 取 九 村衛生 出 n 扱規程及 六名であ ル 事 更二 ル事 町 村 主務を置 内で 委 町 が あった。 た。 を布 心得概 <u></u> 住した。 規 員 村 第一 日 程され ラ公撰 け を 0 達 業務 て該 置 條 町 Va 自 町 3 た。 衛 と届 村 町 村 た。 町 ヲ 並 付 衛 村 村 町 生 衛

に心 以上によっ 7 Щ 形県内の 衛生事務組 織 の体制は 整備され、 県庁、 郡役所、 町村衛生委員 0 役割、 各種 届 出の 内容と

得

細

に定

8

試驗手續

手順が決まり、 各種 「衛生統計の作成も開始し、 規則類を施行できる基盤が完成していった。

0 衛生事 務 組 織 の整備に より、 先に述べた 「産婆取締假規則」 (明治九年十二月廿七日乙第三十九号) の施行が実質的

(三)山形県における新「産婆營業假規則」制定

に可

能になったと云える。

廃止し、 Ш 形県の衛生事務組織に関する諸事務規程が整備された後、 新たに左記の 「産婆營業假規則」 (明治十三年八月二十三日乙第百五十二號) 山形県では 「産婆營業假規則」 を制定した。 (54) (明治九年乙第三十九号)を

「産婆營業假規則」(明治十三年八月二十三日乙第五十二號)

第一條 産婆ハ産科學ノ大意ニ通スルモノニ非レハ其業ヲ營ム事ヲ得

第 條 新二産婆營業ヲ為サントスルモノ ハ開業醫師ヨリ實驗証書ヲ得テ試驗願ヲ郡長 へ差出

但從來産婆營業ノモノニシテ既ニ假鑑札ヲ交付セシ分ハ此限ニ 非スト雖猶病院若クハ醫 師 二就キ産科學

ノ大意ヲ講究スヘシ

第四

條

郡醫濟生館醫ハ本人ノ産科學

第三 條 郡長 ハ郡醫濟生館醫 南村山郡ニ限ル以下傚之ヲシテ其出願者ヲ試驗セシムルヘシ

ノ大意ニ通スルヤ否ヲ試驗シ併セテ其手術

ヲ檢査ス可

第五 條 郡醫濟生館醫ハ試驗終ハル ノ後第一條ニ適否ノ見込ヲ取調郡長 へ申報スヘシ

第六條 第七條 縣廳 郡長 於ハ前條 郡醫濟生館醫 ノ手續ヲ經テ學術相當ノモノへハ免状ヲ授クヘシ ノ申報ヲ審査シ之レ ヲ縣廳 差出 「ス可

取締心得

第八條 産婆ハ妊婦並産婦ニ主トシテ方薬ヲ與フル事ヲ得ス

第九條 第十條 難産 産婆妊婦ノ囑托ヲ承ル時 係 ル Ŧ ノハ 醫師 ラ引 ハ其妊婦 き協議 スルヲ要ス妄ニ自己ノ臆斷ヲ以テ危嶮 ノ住所姓名年齢等ヲ詳記シ其町村衛生委員 ノ手 術 へ届 ラ施 出 口 ス 3/ カラス

第十一條 出産及死胎分娩男女ノ別ヲ明ニス並流産 ハ其都度前 條 如ク其町 村衛生 一委員 届 出 可 3/

第十二條 産婆ハ免状無クシテ 從來ノ産婆ハ無鑑札營業スル事ヲ得ス

出産ノ嬰兒産所ニ死亡トスルカ又死胎分娩セシ時

ハ其檢按

ノ手續等詳

細取

調

届

出

可シ

但

新規則 が 醫制 に定める産婆の条文と異なる点は年齢 制 限、 必須学科、 経験の規定がないことであった。

て二 新たに産婆營業を希望する者は開業医より実験證書を得て試験願を郡長 種 類 の形 態と試 験 願 11 の手順を具体的 に示 L た へ差出し、 試験合格者に免状を下付する

條 (第七条

する 従来産婆営業の者で、 (第二條)。 既に仮鑑札を交付し た分はこの 限りでは ない が、 病院又医師 につい て産科学の大意を講究

試験願の手順は

一、郡長は郡医と済生館医に出願者の試験をさせる(第三條)。

郡医と済生館医 は 出 [願者を試験し 併せて其手技を検査する (第 匹 條

几 三 郡長 郡医と済生館医 は郡医と済生館医の申報を審査し、 は試験終了の後、 適否の見込みを調 これを県庁へ差出す 郡 長 (第六條)。 申報する (第五條)。

Ħ. n を明治・ 県庁 VZ お 年の 4) ては前條の手続き経て学術相當の者へは免状を授く 「産婆営業假規則」と比較すると、 産婆になる者は産科学の大意に通じる者であると原則を示した。

制と成文化された。 さらに免状取得までの手続きを実験証書を取得した上で、試験を受け、 また山形県の医療行政における済生館の役割が示され 県免許の下付を受ける、 実験証書

業務と禁止 一事項及び罰則に関しては、 医制にない県独自の規定が以下のようにみら れ

産婆妊婦 難産に係 0 わる者は医 嘱託を承る時は其妊婦の住所姓名年令等を詳記し其町村衛生委員 ...師を引き協議する必要が かある、 妄に自分の 臆断で危険な手 届けでる 術を施し してはい (第十條)。 けない

旧 .出産の嬰児産所で死亡するか又死胎分娩した時は其の検案の手続等詳細に取 出産及び 死胎分娩 (男女の別に明らかにする) 並びに流産は 其の都度前條の如く其町村衛生委員 調 1 届 出る へ届 る。

四、産婆は免状無くして営業する事ができない(第十二條)。

明治九年の 声胎禁止 死胎分娩は検案の手続等詳細に調べる、 の見聞 産婆営業假規則」 時 の訴 出 及び訴出 と比較すると、 ない 時に処罰され 免状無くして営業することができない、 業務と禁止事項について新たに難産 る、 産婦の取扱方は丁寧を盡して云々、禁止事項の無鑑札 の場合に医師を招聘 が規定された。 する、 方、 嬰児圧殺 嬰児

及び生死届出しない者への罰則に関する事項は削除された。 さらに、「産婆営業假規 削 制定と同じ日に布告された「郡

年八月廿三日丙第 二百十號) により、 産婆試験実施が規定され、 務取扱規定」(十二年十月丙二百四十九號) 山形新聞に、 以下の記事 が ,掲載された。 の — 部改正 十三

本年〔二月〕丙第五十號達郡務取扱規程中第四:官七 産婆試驗願の事 ○丙第二百十號 郡役所

第四十項 産婆試驗願を調理する事 十項左の 通り改定候條此旨相達候

明治十三年八月廿三日

翌十四年には百三三名に減少してい

る。

山形縣令三島通庸代理 山形縣少書記官深津

(『山形新聞』 三五二号、一三年九月二日)

無

に分割して掲載された。 (第)-(第) つい で、「産婆営業假規 則 が 山形新聞 0 頁掲 ,載の本縣録事に明治十三年八月二十八日、二十九日、三十日の三日 蕳

郡二名、 者で仮鑑札取得の産婆の数は百六○名、 の時点で山形県の産婆の試験による免状制が本格的に実施されるに至った。 飽海郡一三名、 東田川郡三一名、 内訳は南村山郡一七名、 西田川 郡一五名、 西置賜郡 東村山郡六名、 五名、 東置賜郡一二名、 規則制定された明治十三年、 西村山郡一八名、 南置賜郡一四名であっ 北村山 那四 従来開業 最上

は、 産数は、 明治十三年、 東京の約二倍、 全国及び東京の二分の一ないし三分の一であった。 明治十三年全国四 産婆一人当り出産数は百二四・七三、十四年七〇・一八であった。全国及び東京の産婆一人当たりの^(g)、^(g)、^(g) 十四年は、 远 九九、 全国平均の三・○四倍であった。 東京六四・五一、 明治十三年の産婆一人当たりの出産数は、 十四年全国二三・〇八、東京不明である。 全国平均の二・七七 山形県の登録産婆数 出

同年の生産百に対する死産は、二・〇九、三・六〇、三・三四であった。 シ兒ヲ壓殺 八月二十日山 Ш 形県の生産百に対する死産は、 ハ勿論墮胎 形県令三島通庸 ノ儀從來御制禁ニ付銘々嚴重相心得若シ右様ノ儀見聞 0 「堕胎禁止・育児救助ニ付論達」や明治九年 明治十三年一·七五、 明治十四年一・五一、 全国に比較すると低率であるが、 候ハゝ早々可訴出情ヲ知テ不訴 「産婆営業假規則」 明治十五年一・〇一であった。 の第七條中 出 Ó 明治十四 ニ於テハ 「分娩セ 全国 年 0

産婆数の不足と、 堕 胎 . 間引きの問題解決のために、 産婆数確保の施策として多人数の産婆養成が必要不可欠となっ

ていった。

屹度可及處分事」

等か

5

届けなかったため

0

数値であっ

たと考えら

る

必要な施策であったと考えられる。

四 山形県における無免状及び無仮鑑札の営業禁止 —「産婆營業假規則」 改正

(明治十三年八月二十三日乙第百五十二號) 111 [形県では実験証書-―試験―免状制と仮鑑札制の徹底を図るため、 の改正を行い、 左記の改正「産婆営業假規則」 明治十六年二月二十三日付で、 (明治十六年二月二十三日乙第十二 「産婆営業假規則」

第十二條 産婆ハ免状又ハ假鑑札ヲ受ケタル者ニアラサレバ營業スル事ヲ得ス を布達した。

第八條以下ニ違背シタル者ハ刑法ヲ以テ糾治セラルヘシ

すくし、 右を追加したものであった。 禁止事項に違背する者の罰則が刑法で示された。 改正前の 「産婆ハ免状無クシテ 從來ノ産婆 */*\ 無鑑札營業スル事ヲ得ス」 をより分かりや

を受けさせる施策であった。それはまた免状制と仮鑑札制の徹底を図り、「産婆営業假規則」を本則へ切り替えるために 無免状又は無仮鑑札の営業禁止を徹底させるために、 罰則を厳しくし、 後に論述する 「産婆傳習假規 削 による教育

四、 山形県の産婆養成政策

内 .務省では明治十年から産婆免状試験を行い、合格者に内務省免状を付与した。それに伴い東京府では東京府病院産 全国共通の内務省免状産婆養成開始 —「山形県濟生館産婆教場規則」「山形県濟生館産婆生徒規則」 の制 定

婆教授所で内務省免状産婆教育を開始した。 明治十四年の廃校まで五年間 同所の卒業生の多くが内務省産婆免状を取

Ш 形県に お 4 7

得した。

書を持つ者に試験を行い、 は明治十三年、 免状と仮鑑札制を付与する規則を制定し、 新 「産婆営業假規則」 (明治十三年八月二十三日乙第百五十二號) 同年九月六日付けで左記に掲げた により ĺЦ 「山形県濟生館 形 帰の実 入験証

Щ

専ラ産婆生徒ヲ教授シ兼

テ産婦

1

求

メニ

應シ施

術

ス該掛

ハ醫

局

中治療掛及醫學掛

隷

属

ス

婆教授所に

お

11

ては

教師

は医師であった。

Ш

形県濟生館産婆教場規則」

開始した。 産婆教場規則」 開 (乙第百六十五号) ٤ 山 形県濟生館 産婆生徒 規 則 (乙第百六十五号) を布達して山 形済生 館 で産 上婆養

成

今般山形濟生館 於 テ 既 産婆教 師 ヲ 雇 入レ 産婆生徒ヲ召募別紙規則 通 施行候條此 日 布 達 候

Ш

形縣令三島 Щ 形縣

通

代 事

小書

記官 庸

明治十三年九月六 H

Щ 形 県 濟生 館 産婆教授掛 職 制

産婆教授掛

婆教授掛 形県は は 産婆養成を開始するために産婆教師 東京府病院産婆教授所の卒業生佐 を採用、 |藤千萬であっ L った。ここでは産婆教育に産婆が当たった。 の(&) 産婆生徒の教授に当たらせることを明記 たが、 して W 東京府 る。 初代 病院 0 産 産

(明治十三年八月二十三日乙第百六十五

第 條 産婆生徒ヲ分テニトシーヲ入學生トシニヲ通學生ト ・ス

第二條 入學ト通學トニ論ナク都 主トシ終リー 期即半年 間 テ學業 11 模像 ノ期限 並 二妊 婦 11 几 期半 就キ専ラ實 年 ラー 地 期 処置 即 ト定メ初メ三期 即

1

ス

二年

年半

ノ間

11 理

論 ヲ

第三 條 授業時間 理 論 實 地 ヲ 併 セ 毎 Ħ 時 間 乃 至三 時 間 ト定

第四 條 毎 期 終リ試 驗ヲ行ヒ落第ス ル 者 11 再 t 前 期 学科ヲ修

X

第五: 兀 期 間 教授終 ル ノ後試驗ヲ行ヒ其答辨ヲ得ル者ニハ卒業証書ヲ與フ

第六條 生徒 歳以上三十歳以下ノ婦人ニシテ普通文書差支ナキモノヲ試驗シ毎年定期入學ヲ許ス

第七條 試験ハ毎年二期ト定メ七月十日ヨリ九月十日迄ヲ休業トス

第八條 入學セント欲スルモノハ左ノ証書ヲ差出サム

但通學ハ此限ニ非ス

第九條 學科ハ左ノ四期ニ分ツ

第

第二項 平常妊娠ノ論期 第一項 預備論

第二期 第三項 順産ノ論

第五項 妊娠中異常ノ經過第四項 産婆及哺乳期中ノ常法

第六項 分娩經過間ノ破格第五項 妊娠中異常ノ經過

第三

期

第七項 産蓐哺乳期中ノ障害

第

八項

産婆ノ努メ

薬物用

法

卒然不良

ノ症候起

ルニ臨ミ産婆ノ所置産婆ノ世上ニ

盡ス可

キ義務及

其官府ニ對スル關係

實地演習

I期 以上諸項復習

第四

宣地演習

佐藤千萬は、 教師として赴任した山形県済生館での教育に、 東京府病院産婆教育所で使われていたエーナ大学産婦人

生徒

タル

E

ノ品行ヲ方正

3/

規

則

ヲ尊守

3/

日

課

ラ勉

ス

第

Ħ.

條

入學生徒ハ大祭日日曜

日等放課

節

ハ午前

第

六

時

ヨリ午後第六時迄外出ヲ許スへ

科教授枢 氏産婆論全九 で行われたものに準じていた。 密 医官医学 巻 (東京府病院、 士 ルン 11 明治十年 ル **}** ジグムン 十二年 を教科書とし 1 . 3 ユ ル ·して使い、 (55)、(65) の産婆学筆 教育課程と教育方法は東京府 第三 版 0 訳 書 Ш 崎 元 脩 訳 1 林義 病院産婆 直 閱 朱

Ш 形県濟生館産婆生徒規則」 (明治十三年八月二十三日乙第百六十五

第 條 生徒 ノ入學料授業料 ハ左 如 3

金貳拾五 入學料

金拾貳銭 五 厘 授業料 但 毎 月 納 ル モ 1 ス

第三條 入學生徒 ハ午前祭 第 六 時 寝蓐ヲ離 V 身体ヲ 清 潔 シ 居 席 ヲ 灑 掃 ス 3

條 入學生徒 ハ午後第十 ラ限燈火ヲ 減シ午前第六 時 迄ヲ 睡 誠時 間 1 Ż

第四 時

但 泊以 上 ノ外 出 11 保 証 人連 印 ノ願 書 ヲ 出 ス =/

第六條 入學生徒ハ寄宿中放歌吟詠 スヲ得 ス喧 嘩 論 スルヲ得ス建物及器物ヲ汚損 スル ヲ得ス同學中互ニ金銭

ラ質

借ス ル ヲ得 ス諸 商 人ヲ引 入 V ル ヲ 得 ス

第七條 H 課 席二就 丰 テ 笑語 雑談ス ル ヲ得 ス猥リニ 居 席 ヲ 離 ル > ヲ 得

第九條 入學 1 通 學 一違反ス 論 ナ ク或 11 怠惰 ナル 力或 11 不品行ナル カニテ到底成業ノ見込ナキ ŧ 1 11 時 宜 因リ

4 ル コトアル 第八條

前條

規

削ニ

ルモ

ノ入學生徒

ハ情

輕

重

ヲ

酌

量シテ放

課

三日

以

内

ノ外

出

7

禁

ス

そ

院産婆教授所の生徒規則とを比較すべきであるが、 0 規 別が 山形 心県独自の 0 É 0 か、 否 かを知るのには 後者が発見されていない 九条からなる Щ 形県濟生館 ために不明である。 産婆生徒規則」 0 内容と、 東京府病

業生が教育の中 以上、 Ш 形県済生館産婆教場の内務省免状産婆教育は東京府より三年遅れて始まっ 心となり、 東京府病院産婆教授所の教育方法を踏襲した形であった。 当初 たが、 から高 東京府病院産婆教授 11 水準の教育が 行 所の われ 卒

\equiv 産婆教師による山形県免状産婆養成開始 -「産婆術傳習假規則」 制定

たと言える。

許制度を徹底させる事、 明 治十三年の山形県における産婆一人当たりの出産数は全国平均 のために明治十四年、 無免許・無鑑札の産婆営業をなくす事、 産婆の速成を目指して左記の「産婆術傳習假規則」 産婆養成を急ぐ事が当 の三 倍であった。 を制定した。 このことから、 面 の問題となった。 山形県では産婆免

産婆術傳習假規則」 (明治十四年八月八日乙百十六号)

第 條 管内 ノ産婆ヲ養成センカ爲メ左ノ地ニ傳習所ヲ設置シ濟生館産婆教授掛ヲ派遣傳習セ L

産婆傳習所位置及傳習人集合區域

藤島 山形 南村 東 田 山郡 III 郡 鶴岡 天童 西田 東村山郡、 111 郡 寒河江 宮 西置賜郡、 西村 Ш 高 郡 畠 楯岡 東置 賜 北 村山 郡 米沢 郡、 新庄 南置 ||賜郡 最上郡、 酒 H 飽海

但 事宜ニ因リ位置及集合區域ヲ増 減取捨スル 事アル

第二 第一 條 産婆教授掛ヲ派出セシムル時ハ豫メ各所巡回 傳習期間 週 年二 期ト定メー ケ 所 期 ノ日數大凡七日間 トス

ノ日割ヲ定メ之ヲ通告スヘシ

第

第 四 條 從来 産婆及新タニ 一該術ニ 一從事 セ ント スル 者 11 事故ナクシテ傳習所ニ入ラサル事ヲ得

第 Ŧi. 條 産婆傳習中ハ聰テ教授掛 科目左、 ブー如 ノ指揮ニ 從フ

第六

條

傳習

第 期 第 婦人骨盤及兒体 一ノ大意 附 産婆 本務 0

第二 分娩. 力分娩期及分娩經 過 ノ大意 附胎兒骨盤 大意

ラ通過スル方法

第三 手術 演習

期 第 第二 受胎及妊娠經過 妊婦摂生法

第

第三 手術 演習

第 産婦ニ 關

期 ス ル 要件

第二 陣痛異状 大意 附處 置 方法 ノ概 略

第三 手術演習

第四 期 第 胎兒ノ死生及初生兒 ノ大意

第二 異状産 ブ概畧 附 産 婦頓發症 二臨テ施スへキ處置

第三 手術 演 習

第七條 傳習濟 者 11 其證書の ラ付與 ス

第八條 第 九條 傳習中 傳習 所 經費及産婆教授掛旅費日當等 傳習人 出 席 日 数二 一應シ 賄 料ヲ補 11 地 方税衛生費 助ス ノ内ヨリ支給スヘシ

但

|傳習所々在ニ住居

ノ者ハ此限ニアラス

この規則により、 北村山郡、 最上郡、 山形済生館の産婆教師 飽海郡、 東田川 による管内の巡回産婆教育が始まった。 郡 西田川郡、 西置賜郡、 東置賜郡 巡回 南置賜郡の十一郡であった。 |地区は 南村 山 郡 東村山 郡 西

証書を取得し、試験を受ける事が困難な者に免許を与えるために制定された規則であり、「産婆営業假規則」(明治十三年) 産婆術傳習假規則 は八条から成り、「産婆営業假規則」 (明治十三年)で定めた従来の開業産婆及び新規の者で実験

を補助するための規則であった。

を実施した例である。 る記録が残る。その一つは明治十六年六月四日、 婆教場の教育課程を簡略化した内容であった。 受験資格となった。 参加は自由参加で強制ではなかった。 合格者に山形県から免状を下付され、 その二は従来営業者の例で、 教育期間は一年に二期で、一期は七日間であった。 伝習済みの者へ証書を出した。 済生館産婆教師佐藤千萬は酒田医会所(十全堂)で、 産婆営業が許可された。 この証書は、 この制度が実施されたことを裏付け 山形県の産婆試験を受ける 教育課程は 飽海郡の産婆試験 山形県済生館 産

と子孫が語っている。 当時七日間 くれとの願出に、 律が出来て、無免許では取り上げが出来ない時期になりました。役場より是非講習を受けて、正式な産婆になって 産婆營業 祖母は、 慶應生まれで、明治以前からの左沢でただ一人の取り上げばあさんでした。 の日当を二円五十銭役場より戴いたそうです」 山形県平民 祖母は一里半離れた、 右免許候事」のような證書を郡役所より受けて正式な産婆として看板を上げたそうです。 寒河江郡役所まで講習を受けに毎日一週間通って受講したそうです。 明治の初期頃より衛生法 の法

名であった。 治十八年 月十日の県衛生課報告によれば明治十 -七年の各郡産婆伝習生徒総数四百四十人、卒業見込数二百八十七

ところで、 山形県内の産婆数は、 明治十五年百七八名、 明治十六年二百四三名、 明治十七年不明であった。 産婆一人

丰	1	产油_	Į.	なたりの山産粉

	表 1 産婆	(人		
	山形県	(産婆)	全国	東京
明治 15 年	97.93	(178)	50.02	64.31
明治 16 年	80.4	(243)	45.09	64.89
明治 17 年	不明	(不明)		

四五・〇九、東京六四・八九であった(表一)。 当たり出産数は、 明治十五年九七・九三、明治十六年八〇・四四であった。全国及び東京におけ 全国五〇・〇二、 東京六四・三一、 明治十六年、 全国

山形県と全国及び東京の産婆一人当たり出産数を比較すると、 明治十五年全国

の
・

九六倍、

東京の一・五二倍、 較においても明治十三年の一・九三倍から明治十六年の一・二三倍と減少した。 おいては、 このように、「産婆術傳習假規則」の実施によって山形県の産婆数が増加し、産婆一人当たり出 明治十四年の三・○四倍、十六年の一・七四倍へと急速に減少し続けた。 明治十六年全国の一・七四倍、 東京の一・二三倍であった。 全国との比較に 東京との比

産数が減少している。 同規則が成果をあげたことを示している。

○・三二、一一・九九であった。明治十三年と十四年と比較するとわずかであるが、 なお生産百に対する死産は、 十五年一・○一、十六年一・一七であり、一歳未満の死亡数は各々

減少傾向

Æ, Ш [形県免許鑑札制の制定と産婆数の確保

を見せている。

山形県免許鑑札制を施行するため「産婆取 締規則」 制 定

明治十六年七月五日「産婆取締規則」(明治十六年七月五日乙第四十一號)を制定したことにより、前規則は廃止された。 山形県の免許鑑札は本免状と従来営業者及び限地開業者の仮免状の二種となった。 明 治十三年制定、 明治十六年二月改正の「産婆営業假規則」によって産婆免状を公布していた

2 が、

時点において、

「産婆取締規則」(明治十六年七月五日乙第四十一號

産婆ハ産婆学ノ大意ニ通シ満二十五歳以上ノ者ニ非サレ ハ免許セス

新タニ産婆ヲ爲サントスル者ハ産婆卒業證書若クハ病院長又ハ開業醫ノ保證書ヲ添ヘ戸長衛生委員連

上郡役所ヲ經テ縣廳へ願出鑑札ヲ請クヘシ

第三條 転居若クハ鑑札ヲ紛失毀損シタル 時ハ其事由ヲ具シ更ニ鑑札ヲ請クヘ

第四條 廢業及死亡若クハ他管へ轉籍寄留 ピスル 時 11 八其事由 ラ具シ鑑札ヲ返納 ス

第五條 流産若クハ死胎分娩ヲ取扱ヒ又ハ出産ノ嬰児産所ニ死亡シタル時ハ詳細其状況ヲ産婦所在 ノ町村衛生委員

へ届出ツヘシ

第六條 難産ト認メタル 時 |ハ速ニ醫ヲ引キ協議スヘシ自己ノ臆斷ヲ以テ手術ヲ施スヘ カラス

『條 此規則ニ違背シタル者ハ違背罪ヲ以テ處分セラルヘシ

戸 長衛生委員連署の上、 この 規則の施行で産婆の資格取得に試験がなくなり、二十五歳以上で教育を受けて得た産婆卒業証書と保証人として 郡役所経由で県庁に免許を請う鑑札制に変換した。

|二||「産婆取締規則」施行を補助する「産婆術傳習規則」制定

を持つ「産婆術傳習規則」 明治十六年七月の 産婆取締規則」 (明治十八年五月二十五日乙四十三號) 制定後、 産婆卒業証 書鑑札制 を制定した。 の徹底をはかるために管内産婆全員に関し て強制力

「産婆術傳習規則」(明治十八年五月二十五日乙第四十三號)

但

正

ナ

牛

事

故ア

ノリテ

出

席

ス

ル 能

11

ザ

ル

時

11

其

旨

郡

役

所

届

出

第 條 管内 産婆ヲ養 成セシカ馬 メ各郡 産 上婆術 傳 習 所 ヲ 設 ケ 教師 7 派 遣

4

第 條 傳習 所 11 左 ノ箇 所ニ 一設 置 ス

 \mathbb{H} 南 村 東 Ш 田 郡 郡 Ш 形 藤 島 東 村 兀 田 郡 ΪÏ 郡 天童、 鶴 西 村 西 Ш 置 郡 賜 郡 寒 河 宮 江 東 置 北 賜 村 郡 Ш 郡 高 畠 楯 岡 南置 最 賜 E 郡 郡 米 新 庄 飽 海 郡 酒

第三 條 傳 習 期 ハ 一 週 年二 口 ト定メー ケ 所 П 日 數 冠ソ. 日 以 内 1 ス

但 傳 習 期 日 11 郡役 所 ヨリ 通 告セ 3/ 4

第 四 Ŧi. 條 從来 傳習ヲ終リ 産婆ト タル 雖 者 E 其 期 試 檢 H 内 ノ上卒業証 必 ス傳習 所 書 ラ附 H 席 與 ス ス =/ =/

明 治 应 年 産婆術 傳習假規 則 と比 較 すると「 假 規 則 は 県が 主 催 L たが 任 意参加 であっ た。 また、 終了者全員

産婆卒業証 書を発行した。 では、

方

産

婆

術

傳習

規

則

伝習

12

つい

7

郡

役

所

が

参加

者や

出

席

の管

理

を行う体

制となっ

た。

さらに、

管

内

0 産

業証 しく 産 一婆教師 書 は は 産婆営業希望者全員を対象にして、 鑑札を請う資格となっ は Ш 形県済生館産婆教授と山形県済生館産婆教場卒業生二名であり、 たため、 伝習終了後に 出席できな 試 験 V 場合には郡役所に届け出る等が 0 上 成績 を確 認 した上で卒業証 分担して県内の伝習所を巡 強制参加であった。 書を付与し また、 П

所として活 「婆術傳習規則」 用され た は施行後約 明 治二十年 年、 月 明 Ŧi. 沿治十 H K 濟 九年四 生 館 産 [月二十七日乙第四十三號を以て廃止され · 婆伝習所卒業生三名、 松崎 ヨウ等 が 百 校 た。 0 教師 廃 止 後、 VZ になり、 り、 伝習 巡 所 П は 産

養成を実施した。

その状況は以下の出

羽新

韻や

Ш

形

新

聞

に掲載された。

置

賜

郡

三名であった。

年

間に七四名、

一・三○倍の増加となった。

|村及び尾花澤村の二ヶ所に於ても同會開設の筈なりと云ふ

0

i

習 郡 師

東 は

山形旧中女神料

山形県内産婆数					
明治 18 年	明治 19 年				
10	10				
13	13				
13	25				
20	21				
52	53				
52	94				
23	27				
21	27				
20	30				
8	8				
15	13				
247	321				
	明治 18 年 10 13 13 20 52 52 23 21 20 8 15				

十八十 十月十 藤歌子 Ш 産婆講習 月二十 濟生 目十全堂 Ŧi. 演説講 館 Ė 0 \exists 産 濟生館 両 婆卒業生松崎 日 昨日 義等を聴問 は 生 参集せしめて産科上の 産 最 館産婆教師齋 上婆第 一十六より北村山 F 郡 醫學講習所に於て郡内の ヨウ女に 期卒業生 だせしが今回は新規營業者も數ありしとゆゑ一 藤宇多、 て同 郡楯岡驛 事を口授され Ш 人が 形の松崎よう 酒田十全堂に 非 0 常 醫學講習會所に於て 醫師 0 勉強と懇切 L 郡 並 由 二十二, 丘に聞いて 国(88)、 日田川平 に産婆營業者數十名を呼ひ集ひ :内産婆を集めて巡回 り 81 郡 なるには感心せしも多かりと尚 北村 第二 Ш П 層注意して其術を講 郡 産婆講習會を開設 産婆講習所教 指 導。 十六日、 豫 師 て巡 VZ せ 順演さ 産婆試 任 ほ L 命85 引續 が n 中 -産婆 該 るや 験 3 講 な 実施82 教師

師

※

П

濟

生

館

産婆教

師

齋

藤うた氏

は

本

月

+

Ŧi.

H

鶴

岡

より

來港

L

郡

内産婆營業者を酒

本

 \mathbb{H} 西村山郡二五名、 明 西 百四七名で、 行に寄与した。 治 北村山郡二〇名、 郡二七名 の結果、 郡二 後 九年三百二一名で、 も巡 内訳 山形県内産婆数は、 西 [産婆講] 北 は 田 西置賜 村山 111 南 郡 最上郡五二名、 村山 習会活動は継続 郡二 郡二一名、 七 郡 内訳は南村山 一〇名、 西置 表二に示したように、 最上郡 東置賜郡 飽海郡 東村山郡 賜 郡 郡 7 三〇名、 五三名、 展開され、 五二 〇名、 八名、 名 名、 東置 東村 飽 南置 東 海郡 産 Ш 賜 西 明治十八 婆卒業証 111 郡 九四 那 村山 郡 郡 八名、 三名、 名 Ŧi 郡 東 発

地

区

毎

Ō

加

が 著明 西置賜

な郡

は 西村山

郡

一三名から二

一五名、

飽海

郡

五二名から九

几

名

西

田

那二

名から二

一七名、 增

郡

二〇名から三〇名であり、

一・二三倍から一・

九二倍の増加となっ

た。

山形県

明治 17 年

明治 18 年

明治 19 年

耒	3	生	産	1-	対す	3	死	产	0	割	4

0.78

2.24

4.75

以

山形市

7.07

10.44

(%)米澤市 0.43 4.25

全国と比較すると、 となり、 産婆一 人当たり出 減少した。 十六年 全国 .産数は表五に示したように、 K に一・七四倍、 おける産婆一人当たり出産数は、 十九年一・八二倍と横ば 明治十八年七八・三三、 明治十九年、 61 状態であった。 明治十. 三八・三〇であっ 九年六九・七八 山形県の の産

婆数は増加したが 全国的 にも 産婆数が増加したためであった。

数は 減少した。

14

時

の生産百に対する死産は、

十七年〇・七八、

十八年二·二四、

十九

年

应

七

五であり、

市

美 「産婆術傳習規 則 に基づく巡回産婆養成により、 産婆数は急増し、 産婆一 人当たり出 産

ず、 街 あ 5 地 に 数値が低いと考えられる。 た。 お 死産 61 ては、 は 增 十八年山形七。 加 傾 向 に あ ŋ Ш 形県 特に市 0七、 から死産に対する勧告等は出され 米澤○・ 街地に お 四三、 11 て多かっ 十九年山 た。 十七年、 形 \circ てい 十八 四 な 四 年は 61 米 澤四 届 出 が徹底 五 世 0

全国共通への道、 産婆を内 務省 免状 か 地方免状を得た者とする

内 .|務省免状と山形県免許 鑑 札 を位置 づ け る 産 婆 營 規 則 制 定

明 治十八年 五月十五日には、 を布告した。 産 「婆術取締規則」 を廃止して新たに七条から成る 産婆營業規則 (明治十八年五月十五

産婆營業規則」 (明治十八年五月十五日乙三十六號

乙三十六號)

	表 4 山形県内産婆数				(人)								
	全位	本	従来開	業者	免許鈍	濫札		第	第四		第	第	第
明治 18 年	247		24				_	五條	四條		三條	二條	條
明治 19 年	321		32					伍	難		莊	新	产
明治 20 年 明治 21 年	404 473		40		0.5			免許	産	但	座婆	タニ	座婆
明治 22 年	519		448		25 38			鑑札	ト認	内務	産婆ニ乏シ	二盟	産婆營業者
場、産科医に弟子入りする、各郡の産婆講習会時代の背景と内務省免状あるいは免許鑑和さらに明治二十一年三月六日には、出産の	が、「産婆営業規則「(明治十八年)では罰則が削余された。 在の町村衛生委員へ届出ること及び違背した時には違背罪を以て処分すると規定されていた	「産婆取締規則」(明治十六年)では、流産、死胎分娩を取扱った時や嬰児の死亡時の産婦所	る。	この規則では「産婆取締規則」(明治十六年)で定めていた、二十五歳以上の年齢制限がな	第七條 此規則ニ關スル願届ハ衛生委員連署ノ上差出スヘシ	但管内轉居ノ節ハ速ニ届出へシ	第六條 廢業死亡又ハ他管へ轉籍スル時ハ免許鑑札ヲ返納スヘシ	鑑札ヲ紛失又ハ毀損シタル時若クハ氏名族籍ヲ變換シタル時ハ鑑札再渡若クハ書換ヲ願出ヘシ	(メタル時ハ速ニ醫ヲ引キ其見込ニ任スヘシ	務省免許ノ産婆ニシテ開業セントスル時ハ免状寫相添届出へシ	(シキ地ニ限リ郡醫ノ保証ニ依リ願出ツルモノハ免許鑑札ヲ附與スル事アルヘシ	開業セントスル者ハ産婆術卒業証書ヲ以テ縣廳へ願出免許鑑札ヲ請クヘシ	*者ハ内務省ノ免状又ハ本縣ノ免許鑑札ヲ得タル者トス

は VZ

順

調 12 進

行

14

一時の全国、

山形県、 始

市街地における生産百に対する死産を表六に示した。

死産は市

街

地

以上、

Щ

形県の産婆数は増加

たのに対

東京との比較に

おいては明治二十二年の時点で○・

九

五倍と低くなっ

産婆一人当たり出産数は全国平均に近づき、

全体の約七パーセントとなり、

Щ

形県の

免許鑑

制

東京と同

全国との比較においては、

明治二十年一·

四五倍、二十二年一・二五倍と横ばい状態であ

なって行った。

山形 めた。

県の

免許鑑札は、

			表	5 盾	€婆-	一人ま	うたり	の出	」産 数	女	(人))
				Į.	山形!	県	3	全国		東	京	
	明治	18	年		78.3	3						
	明治	i 19	年		69.7	8	3	8.30				
	明治	台 20	年		54.3	8	3	7.45				
	明治	台 21	年		50.5	7	4	0.50				
	明治	台 22	年		50.6	7	4	0.33		53	.09	
五)。	ける産婆一人当たり出産数は明治二十二年五三・	十一年四〇・五〇、明治二十二年四〇・三三であ	おける産婆一人当たり出産数は、明治二十年三七	四四から明治二十二年五〇・六七と急速に減少し	明治二十二年五〇・六七となった。年毎の変化は四	六九・七八、明治二十年五四・三八、明治二十一	産婆一人当たり出産数は、明治十八年七八・三	二年三十六名で六・九四パーセントと増加した。	の産婆は二十一年に二十五名、全体の五・二九パ	た。産婆数は、毎年七四名、八三名、六九名、四	である。免状内訳は免許鑑札二五名と従来開業者	この結果、明治十八年以後二十二年までの山形

ける産婆一人当たり出産数は明治二十二年五三・〇九であった(g)-(g) + お 几 明治二十二年五○・六七となった。年毎の変化は明治十六年八○・ 六九・七八、明治二十年五四・三八、明治二十一年五〇・五七、 [四から明治二十二年五○・六七と急速に減少し続けた。 ける産婆一人当たり出産数は、 年四〇 五〇、 明治二十二年四〇・三三であった。 明治二十年三七· 四五、 東京に 明治 全国に お 表

	表 6 生產	産に対する死産	産の割合	(%)
H.	山形県	山形市	米澤市	全国
明治 18 年	2.24	7.07	0.43	
明治 19 年	4.75	10.44	4.25	5.55
明治 20 年	4.90	10.05	6.27	5.75
明治 21 年	6.82	13.00	8.36	6.61
明治 22 年	8.14	10.09	10.09	7.05

免状内訳は免許鑑札二五名と従来開業者からなるが、 明治十八年以後二十二年までの山形県内産婆数と免許は、 毎年七四名、 八三名、 六九名、 四六名と順調に増 従来開業者が圧 加した。 表四 Щ に示 形県の免許 倒的 L たと に多 鑑 か お 札 n

の結果、

全体の五・二九パー

セント、

明治十八年七八・三三、

明治十九年

年は山 で急激に増加している。 形県が低 かか つ たが、 全国の出生百に対する死産は増加傾向であった。 二十一年から二十二年には山形県が高くなってい 山形県と全国を比較すると、 る。 十九年から二十

方山形 市 街地に多く、 衛生局 県 は既に死産の多さを問題視し、衛生局第八次年報 秋田 公生と私生では私生に非常に多い。 県 青森県、 中国地方島根県、 四国地方愛媛県、 各府県毎に多寡異同があるので、 (自明治十五年七月至明治十六年) において、 関東地方茨城県、 千葉県等に多く、 詳悉するよう勧告を出していた。 地方別では 市街地と郡部では 北 地

\equiv 全国共通への道、 の 制 定 産婆を内務免状か地方庁免状 (山形県免許鑑札) を得た者に限るとする 産婆營業取 締規 則

營業規則」 県免許鑑札は、 卜、明治二十一年四五七名、 全国の内務省免状産婆数は、 (明治十八年乙三十六號) 県内全産婆の六パーセント以上と軌道にのり順調に進行した。この頃、明治二十二年九月十四日、 一・四八パーセント、 明治十九年二七四名、 は廃止された。 明治二十二年六一一名、一・九〇パーセントと年々増加した。 全体の〇 ・九四パーセント、二十年三三八名、一・一三パ 「産婆 山形 セン

を本県免状と表記した。 一年九月十四日、 新たに内務省免状と地方庁免状 治二十三年から山形県統計書では内務省免状は内務省免状、 縣令第七十四號)を制定し、明治二十二年九月十四日の「山形縣報第五百貳拾三號縣令」に掲載された。 衛生局年報では内務省免状と地方庁免状と表記した。 (山形県免状) の二つの免状を対等に位置づけた左記の「産婆營業取締規則」(明治二十 山形県の免許鑑札及び従来営業者と地域限定営業産婆

「産婆營業取締規則」(明治二十二年九月十四日縣令第七十四號

産婆ハ内務省ノ免状又ハ本縣ノ免許鑑札ヲ得タルモノゝ外營業スル コトヲ得ス

第 条 新タニ營業セント スルモ ノハ卒業證書ヲ添 郡 市役所ヲ經 縣 廳 願出 免許鑑札 ラ請 クヘシ

旧 内務省免許ノモノニシテ開業セントスル トキハ免状寫ヲ添 届 出ツへ

ノ簡易試驗ヲ受ケ其保證書ヲ添願出

ツルモノニハ免許

鑑札ヲ

附與スル

コトア

ルヘシ

第三條

産婆ニ乏シキ地方ニ限リ郡醫

第四條 難産ト認メタルトキハ速ニ醫ヲ招キ其見込ニ任スヘシ

第五 條 免許鑑札ヲ遺失又ハ毀損シタトキ若クハ氏名族籍ヲ變換シタル トキハ鑑札再渡又ハ書換ヲ願出ツヘシ

但管内轉居ノ節ハ速ニ届出ツヘシ

第六條 廢業死亡又ハ他官へ轉籍スルトキハ免許鑑札ヲ返納スヘシ

但管内轉居ノ節ハ速ニ届出ツヘシ

第七 條 此規則第 條第四 條ニ 違 犯シタル モ ノ其 他不正 ノ行為アル 1 丰 11 貳拾五: 銭以上壹円九拾五銭以下ノ科料ニ

處ス

前 項 ノ處分ヲ受ケタルモノハ其情状ニヨリ營業ヲ停止若クハ禁止 スル コトア ル

教育と資格取得に関して三種類の形態を示した。

産婆は内務省の免状又は本県の免許鑑札を得

たも

0

0

みが営業できる

(第

新たに営業する者は卒業証書写しを添え郡市役所経由で県庁へ願出、 免許鑑札を請う、 但内務省免許の者で開業

する時は免状写しを添え届出る(第二條)。

三 産婆の乏し い地方に限り郡医の簡易試験を受け其保証書を添え願出る者に免許鑑札を付与することが ある

條)。

衣 /	山形県内産姿数 C 免状内状 (人)		
	産婆数	内務省免状	本県免状
明治 23 年	553	1	552
明治 24 年	600	4	596
明治 25 年	662	5	657
明治 26 年	675	5	670
明治 27 年	703	5	698
明治 28 年	744	5	739
明治 29 年	739	5	734
明治 30 年	766	6	760
明治 31 年	796	8	788

具体的になった。 と強調した。 産婆營業規則 鑑札の扱い 限 (明治十八)と比較すると、 .地開業産婆の場合にも郡医の簡易試験を受けその保証書を添えて願い出る者と、 について具体的に規定した。 産婆は内務省免状又は本県の免許鑑札を得た者の外営業することができな 営業手続きに関して卒業証書の写しを添え郡市役所を経てと、 単なる郡医の保証

業務と罰則に関する規定は二種類示した。

か

四 五.

免許鑑札を遺失又は毀損した時若しくは氏名族籍を変換した時は鑑札再渡し又は書換を願出る

(第五

死亡又は他官へ移籍する時は免許鑑札を返納する

(第六條)

ら試験を導入するなど質の保障を図った。

規則第 難産の場合には速やかに医師を招聘し、 條第四條に違背した者、 その他不正行為があ その診断に任せる る時 は (第四 貢 拾五 [條)。

り営業を停止若しくは禁止することがある

上壹円九拾五銭以下の科料に処す。

前項の処分を受けた者は其情状

依

銭以

(第七條)。

産婆營業規則」

(明治十八年)と比較すると、

この規則に関す

る願

VI

届

例

え

体的に示され、 ば免許鑑札の返納等、 罰金の場合には科料の金額も示され、 衛生委員連署の上差出すは削除された。 営業停止や営業禁止 罰則と賞罰が具 もあ

ると実施可能な形で明記され

た

県の と考えられる。 る衛生事 以上、 規 則 務組織 衛生委員連署の区単位 、改正はなかったことから、 が完成した。 この後、 0 形態は廃 山形県の免許鑑札制はこの時点で完成した 明治三十二年 **光止され、** 郡役所 「産婆規則」 経 由 で県庁 制定 まで山 12 届 け出 形

(人)

東京

27.51

27.95

明 治 九 十二 月十七 H 米澤で産 一婆試験 が 行 わ n 八名が受験し た記 事99 か ら各郡 毎 VZ 産婆試 験 0 上卒業証 書を与え

る形態は 継 続 7 61 た

この 時 期 0 Ш 形 県内]産婆数 と免許 数との 関係 は 表 七 KZ 示 L た。 産婆 数 は 毎

明治二十三年 年八名、 -からの 1 セ ントとほとんど増 加 な か 0

明治

た。

免許

別にみるとその大半は山形県免状であ

n

内

務省免状の比

率は明治

二十三

年

<u>·</u>

八パ

セ

> 調

1 VZ

5 加

年

三名か

5

六二名の間

で順 1

增 か

山形県と全国の産婆一人当たり出産数 は 表八に示した。

Ш

形

県

0

産婆

人あたりの

出産

を

全

生産に対する死産の割合 (人) 表 9

産婆一人あたり出産数

全国

38.07

35.36

39.86

38.53

39.07

39.83

40.98

41.42

41.60

山形県

47.68

41.99

41.08

39.80

38.78

38.46

37.76

41.84

36.95

明治 23 年

明治 24 年

明治 25 年

明治 26 年

明治 27 年

明治 28 年

明治 29 年

明治 30 年

明治 31 年

山形県 山形市 米澤市 明治 23 年 7.05 19.96 15.83 明治 24 年 11.00 10.58 20.17 明治 25 年 13.11 11.49 20.87 明治 26 年 14.57 11.40 25.05 明治 27 年 14.46 9.42 25.65 明治 28 年 13.24 11.71 23.10 明治 29 年 14.80 13.25 22.45 明治 30 年 12.48 11.52 20.27 明治 31 年 9.87 10.52 9.55

出産数は明治二十八年二七・

Ħ.

明

東京における

産婆一

人当たり

が○・八八と全国平均を下回るように

治三十一年二七・九五と低い。

その上、

山形県が 国平 一十六年には 二十七年に 均と比較すると、 全国の一・二 〇三とほ は〇 九九 Ŧi. 明治二十三年 倍 あ ぼ同じとな 三十 0 たが 年 は

東京の内務省免状の比率は 数以上を占め 以上、 八九、 山形県の産婆数は て(109) た! 年六四 增 二十八年で ・六〇と半 加 産

人当たり出 産数は全国平均より 度が機能した。

国の九・八八と並んだ。

すると東京府 わった。 0 か L Ш 三二倍であっ 形県の 免状 は た。 県免許 しかし、 から 庄 倒的多数を占め 内務省免状の比率では東京府 た。 ま た Ш 形 県 の六四 0 産婆一 人あたりの 六分の一であっ 出 産数を東京府 た

較

の生 産百に対する死産は、 表九に山形県全体と、 山形市、 米澤市の市街地に数値を示した。

茨城、 国で最も高率県となった。 なった。 高率県になってい 県と全国を比較すると、 福島、 0 二十六年には全国九・二四に対し山 生 産 愛媛、 一百に対する死産は二十三年 た。 鳥取と共に高率県であっ 二十五年 山形県全体の値は二十四年から急増し、 二十八年から二十 には 全国 八 から二十五年まで八・台で、二十六年から三十一年まで九・台であった。 九年 形県 た。 七四に対 三十年に下降傾向 は、 四・五七で、 して山 全国が九・ 形一三・一一で埼玉、 宮城、 台に対し山 高知と並び最も高率県となり、 が現れ、 埼玉、 三十一年に急激に下降し九・八三となり全 一形県は 千葉、 千葉、 = 茨城、 茨城、 か ~ ら 一 愛知、 匹。 さらに二十七年 高 島根、 知と共に超 台で埼玉、 高知と並 高率 千 には -県に Щ N 全 0 形

二八·六四、 歳未満の死亡は、 三十一年二九 二十四年一七・九三、二十五年二〇・二一、二十六年一九・八八、二十八年二〇・五七、 ・五〇と増加傾向にあっ た 三十 车

問題も関連してい であっ 以上、 たと考えられ たが 地方庁免許である山形県免許鑑札が多く、 Ш 形 明 県の場合には る。 治三 たためと考えられる。 この 7 年 間母子保健対策と産婆の活動に関しては、 に至 明治二十二年 り急激に下降し、 歳未満の死亡が変化しない 「産婆営業取締 全国 内務省免状は非常に少ない 一並となっ 規 則 た。 制 2 定後、 今後研究を進める必要が のは、 れには公生と私生 産婆数 状態が問 産婆の は 2 順 調 の関連でなく 題であった。 に増 0 問 である。 題 加 前 死産 全国 医 0 **上療水準** 時 代 が全国でも高 並 か VZ なっ 0 5 問 題 貧 であ 木 0

明 治三十二年 全 統 法規 「産婆規則」 (明治三十二年七月十八日勅令三百四十五號) が 制定されるまで、 十年 間 0 制

討

が

始まったことが記されてい

3

全国統一 法規 「産婆規則」 制定と、 全国 共 通 の産婆試 験 制 と産婆名簿 登 録 制

確立

中に 驗規則省令案」 明治三十二年に勅令産婆規則 「中央衛生會 の検討起案が 本年中 内務大臣ヨリ なされ が制定されたが、 た⑪ と中 諮問セラレ 央衛生会に それに先だって「内務省衛生局年報 タル重大ナル お 11 て産婆規則勅令案と産婆名簿登録規 事 項ハ 左 ノ如シ」 として 明治三十一 産婆規則勅令案及産婆試 則 年に、 の省令案に 庶務 つい 0 梗 · て検 0

結果を次のように報告してい 0 検討 に先だって内務省衛生局 る。 は 産婆と・ 出 産の 割合につい て調 査して、 明治 三十年、 三十 年の衛 生局

産二百五十人一分六厘に當レリ」とあり、同三十一年の報告には、「本年中ニ於ケル出生數ト産婆トノ割合ハ平均出十五人五分一厘又其最モ多キ地方ハ山梨縣ニシテ産婆一人ニ付出産四百八十八人之ニ次ハ徳島縣ニシテ産婆一人ニ モ少ナキハ 十一人六分ニ産婆一人ノ割合ニ該リ之ヲ前年度ニ比スルニー分八厘ノ増加ナリ而シテ各地方ニ就テ見レ 二就テ見レ 明 治三十年の年 島 岐阜縣 石川、 其割合ノ最モ少ナキハ奈良縣ニシテ産婆一人ニ付出産二十二人七分次ハ東京府ニシテ産婆一人ニ付出 山形、 報では (一八·五四) 滋賀、 「本年中 大阪、 ニシテ…中 全國 宮城、 出 産 略…一 ノ總数 京都 府十縣亦之ニ次ケリ トノ割合 府九縣ナリ又其 産婆一人ニ對シ出産 ノ割合ノ最モ多キハ 其 ノ他平均 以下 四十一 ノ地方ハ熊本、 人四 山梨縣 分二 厘 (四八七・九一)、ニシテ 青 該當シ之レ 森 ハ其 和 ノ割合 ヲ地方 付出 産 ノ最 几

Fi. 人地方廳免許三萬千九百七十一人合計三萬三千八百六人ニシテ産婆一人ニ對スル出産ノ割合ハ三十六人二分九厘 さらに、 最近十年間 の平均に つい て「最近十年間 ノ平均 最近十二 箇年二於 ケル 産婆 ノ平 均 數 内務省免許千八百三十 該

縣

(三三一・六七)

之ニ次ケリ」

と記載され

7

VI

る

レリ」と報告され、 産婆規則制定に出産と産婆の割合を一つの指標にしたのであった。

治三十二年九月六日省令第四十七號)、「産婆名簿登録規則」(明治三十二年九月六日省令第四十八號)が制定された。 そして、明治三十二年七月十八日、 は山形縣報第二〇一三號に掲載された。 左記の「産婆規則」 (明治三十二年七月十八日勅令三百四十五号)、「産婆試驗規則」 「産婆規 明

産婆規 則 (明治三十二年七月十八日勅令三百四十五號 則

産婆試験ニ合格シ年齢満二十歳以上ノ女子ニシテ産婆名簿ニ登録ヲ受ケタル者ニ非サレハ産婆ノ業ヲ營ム

コトヲ得ス

第二條 産婆試驗ハ地方長官之ヲ擧行ス

第三條 箇年以上産婆ノ学術ヲ修業シタル者ニ非サレハ産婆試驗ヲ受クルコトヲ得

第四條 産婆名簿ハ地方長官之ヲ管理ス 産婆名簿ニ登録ヲ受ケントスル者ハ産婆試験合格證書ヲ添 、地方長官ニ

産婆名簿ノ登録事項ニ異動シテ生シタルトキハ二十日以内ニ産婆名簿ノ訂正ヲ願出ツヘシ

産婆名

簿 ノ登録事 項ハ内務大臣之ヲ定ム

願出ツヘシ

中略

第七條 産婆ハ妊婦 産婦褥婦又ハ胎児生兒ニ異状アリト認ムルトキハ醫師 ノ診療ヲ請 シムヘシ自ラ其 ノ処置ヲ爲

スコトヲ得

但シ

臨時救急

ノ手富ハ此ノ限ニ在ラス

第 八條 産婆 妊 婦産婦 .褥婦又ハ胎児生兒ニ對シ外科手術ヲ行ヒ産科器械ヲ用ヰ藥品ヲ投與シ又ハ之カ指示ヲ爲コ

トヲ得ス

旧 臨 時 救 急 手 當 此 限 在 ラ ス

第 九 條 條 産 産 一婆ニ 婆 産 テ堕 婆名 胎 罪 登 其 録 ラ受ケ 他 業 務 + iv 關 者 ス 奸 ル 罪 婦 又 産 婦 海婦婦 禁 錮以 又 Ĺ 11 胎児 刑 华 處 兒 セラ ノ取 扱 ル ラ 車 丰 罪 任 ヲ ス 犯 ル コ 3/ A 1 ル ヲ 得 1 丰 地 方 長官

第十一 産婆 條 試驗 業ヲ禁止 關 ス シ 又 ル 規 11 定 年 違 以内之ヲ 背 3 A 停 ル 者 止 T ス ル ル 1 J 丰 1 11 ヲ 得 其 产産婆名 試 驗 ラ無効 簿 登 録 前 1 ス ル 犯 コ 3/ トヲ得 4 ル 罪 若シ 付テ Ė 七 登 亦 録 百 ヲ受ケ 夕 ル 1

丰 其 登 録 7 取 消 ス コ 1 ヲ 得

第十二 業務 條 條 關 ス 地方長官 産 上婆試 ル 罪 禁錮 驗ヲ受ケン ハ産婆ノ業ヲ禁止 以 上 刑 1 ス 處 ル 者又 セ ラ 3 又 ル 産 ^ 11 婆名 停 丰 罪 止 ヲ 簿 3/ タ 犯 3 登 ル 後 9 録 本人 ル ヲ 願 者 ハノ行状 又 11 11 11 試 ル 驗 者 依 シテ ij 關 其 ス 試 ル 禁止 験又 規 程 又 違 登 11 背 停 録 止 3/ 以 ヲ 9 前 解 ル 者 堕 除 ナ 胎 ス ル ル 罪 1 J 丰 其 1 ヲ 試 他 得

驗 又 11 登 録 許 口 セ + ル コ 1 7 得

第 九 條 産 婆 シ テ三 一箇年 間 其 ノ業ヲ 營 サ ル 1 丰 又 11 瘋 癲 H 痴 不 具 廃 疾 1 爲 1) 其 業ヲ營 ムニ 堪 ス 1 認 4 ル

1 丰 11 地方長 官 ハ産婆名簿 登 録 ヲ 取 消 スコ 1 ヲ 得

第 十五 之ヲ告 條 示 ス 産婆名簿 登 録 登 録 取 消 主 要 ナ ル 登 録 事 項 ノ訂 正 並 産 「婆業 禁止又 停 止 及 其 解 除 坳 方 長官

第十六條 左二 掲 プクル 者 11 Ŧi. 員 以 F 罰 金 處 ス

産婆名簿 産婆名簿 登 登 録 録 ラ ヲ 一受ケ 取 消 スシテ産 + V タル 後 婆 産 業務 婆 業 ラ馬 務 爲 4 ル 9 者 ル

者

者

几 第二 産婆 條 不ヲ禁止 關 虚 偽 又 停止 證 丽 又 セ ラ 陳述 V 4 ル 無シ 後 産 iv 者 務 ヲ 爲 9 ル

3

ヲ

9

業務は三

一種類示された。

五 第七條乃至第九條ニ違背シタル者

第十七條 第四 [條第] 二項第五條第一 二項及第六條ニ違背シタル者ハ科料ニ處 ス附 則

本令施行以前内務省又ハ地方廳ヨリ産婆ノ免状又ハ鑑札ヲ受ケ現ニ其ノ業ヲ營ム者ハ本令施行後六箇月

以内二地 方長官ニ願出テ産婆名簿ニ登録ヲ受クルコ 1 - ヲ得

地方長官ハ産婆ニ乏シキ地ニ限リ當分ノ内出願者

ラ履歴

三依リ

業務

ノ地域及五箇年以内

期限ヲ定メ産

婆ノ業ヲ免許スルコトヲ得

第十九條

第十八條

頃ノ免許ヲ受ケタル者ハ産婆ニ準シ本令ヲ適用ニ登録スル限ニ在ラス

内の期限を限って産婆名簿に登録すること、 を認めて、 条文は十九条から成るが、 旧 制度の産婆が不利益を蒙らないように、 注目すべき点は付則において、 及び産婆に乏しき地では五ヶ年以内の期限を限って限定免許を与えること 規定された。 地方庁の産婆免状 ・監査を有する者は本令施行後六ヶ月以

札を受けると定めたことと類似していたので、 十二年)で定めてい できないと、受験資格にはじめて年齢並びに履歴制限を加えたのであった。 規定され また、 産婆は年齢二十歳以上の女子で、試験に合格した者で、産婆名簿に登録した者でなければ、 た 試験は地方長官が挙行すること、 た一年以上の学術、 試験合格後に取得した産婆卒業証書を郡役所経由で県庁に届 衛生事務組織上におい 年以上産婆の学術を修業した者でなければ産婆試験を受けることが て混乱無く、 山形県の場合、「産婆營業取締規則」 旧制度から内務省規則に移行できた。 出 営業できないこと Ш 形県の

産婆は妊婦 臨時救急の手當 産婦褥婦 又は胎児生児に異常あ (当)はこの限りでない りと認める時 (第七條)。 は 医師 の診察を請う。 自ら異常の処置 はできない。

但

産婆は 妊婦 産婦蓐 婦又は胎児生児に対し外科手術 を行い 産科器械を用い薬品投与又はこれらの指 示はできな

但し、消毒、臍帯切断、浣腸はできる(第八條)

三 産婆業務の 産婆は、 範 囲は 産婆名簿に登 正常な妊婦産婦蓐婦又は胎児生児 録していない者に、 妊婦産婦蓐婦又は胎児生児の取扱を依頼できない 0 取扱い 消毒、 臍帯切 断 浣腸と規定され (第九條 異常時 は

薬品を投与又はこれらの指示はできないと規定された。

産婆規則では罰則として次の

五種類を定めてい

る

師

の診察及指示を仰ぎ、

自ら処置できない。

但し緊急時

の手當

(当)はこの限りでない。

外科手術を行い産科器械

い医

産婆でな きる 堕 胎罪その 他業務に 関する罪 又は禁固 以上の 刑 に処 せられる罪を犯した場合、 業務禁止 ある は停 止 が 7

<u>=</u> 三 試験 0 罪 12 を犯した者、 関する規定に違背した場合、 二に違背した者に対して、 試験を無効にするか登録を取り消せる 試験や登録を許可 しない場合がある 第十一 (第十三條)。

四 三年間 几 條 産婆営業をしない場合、 瘋癲白痴不具廃疾等で営業することが困難と判断した場合、 登録を取消せる

五 産婆登録関係で違背した場合には、 五十円以下の罰金に処す

る登 産 録事項の訂 婆規 則 で は産婆に登録することで、全国どこでも産婆が営業できることになっ 正並びに産婆業の禁止又は停止及びその解除は、 地方長官に任されてい たが、 た その登録並 び に 取 主要な

そ のために、 「産婆名簿登録規則」(明治三十二年九月六日省令第四十八號) が制定され、 各地方庁に一定の様式の名簿を

備えて必要な事項を登録させることになった。 産婆規則と同時に試験実施細目が定められた「産婆試験規則」 (明治三十二年九月六日内務省令四十七号) が公布

は、

された。 くは模型試 看護法、 試験科目は学説試験と実地 異常の妊娠分娩及びその取扱法、 験を行っ たが、 実地試験の受験資格は学説試験に合格した者であった。 試験とが 妊婦 あ ŋ 産婦褥婦生児の疾病、 学説は正 |規妊娠分娩及びその取扱法、 消毒の方法及び産婆心得であり、 正規産 蓐 0 経 過 及び 実地試 海婦! 生児

三十三年六八八名で内訳は試験 勅令産婆規 三十五年六六四名で試験一 明治三十二年から三十三年に一二三名減少し、その後毎年一三名、 則 が出 た当 時 Ш 形県の産婆数は、 〇名、従来営業者六五四名であった。試験を受けた産婆はわずかであるが、 ⑤)-(®) 一名、 従来営業六七七名、三十四年六七七名で内訳は試験 明治三十二年八一〇名、 内務省免状一〇名、 地方庁免状八〇〇名、 三名、 従来営業者六六四 従来営業者 明治

一〇名と減少した。

十五 九六三名、 た産婆数は、 地開業一三二九名、三十四年二五五〇三名で内訳は試験八二四名、 全国の産婆数は、 年二五七〇九名で内訳は、 限地開業三九九名であった。三十三年度二五〇九一名で内訳は試験二三〇名、 毎年二二五名、 明治三十二年十二月には登録が進行中で登録者は、 五九四名、 試験一五三九名、 七一五名と急増した。 従来営業者二二三八九名、 従来営業者二三〇一四名、 八三六七名で内訳は、 限地開業一七八一名であった。(図)-(図) 従来営業者二三五五九名、 限地 試験五名、 開業一六六五名、 従来営業者 試験を受け 限

阜県 含まれてい 人口比で整理されてい であった。)六であった。 「婆一人当たり出産数は (九一九·五八)、 山形県は全国と比較すると一人当たり出産数は少なくなった。 全国では明治三十二年異動中で不明、三十三年六一・五九、 青森県(九七〇・七二)、兵庫県(九七九・七九) る。 産婆一名に対する全国平均は一七八〇・一 山形県は三十二年四一・二〇、三十三年四七・一 に次ぐ平均以上の産婆を有する一府十九県の中に 五であった。 衛生局年報明治三十五年から産婆の 三十四年六五・〇一、三十五年六四 四、三十四年五四・八八、 山形県は一二七四・三九であ Ŧi. 配置 九〇 Ŧi. が 兀 対

以上、 明治三十二 年 から試験が開始し一 時的に産婆が減少したが、 明治三十三年以降全国的に試験を受けて登録 した

改められた。 産婆が急増し、 の勅令産婆規則 従来営業者 は改正されながら昭和二十二年まで存続し、 は 廃業や登 録 取 消で徐々に減少して行った。 助産婦規則 Щ 形県に (昭和二十二年五月 お W ても 百 様 0 傾 日勅令百八十八号)と 向 が みら

むす

程 近 |を規則類と産婆数等から調べた。 代産婆制 度 は 醫制 公布 の際に地方庁に委任するとされ 結果として以下のようなことが明らかになった。 た。 本研 究は、 地方であ る山 形 県 0 近 代産婆制

度

の成立

一、「醫制」と山形県の近代産婆制度成立過程の関連について

方の を制定し、 証 三府以外は、 実情に合わせて多様な資格取得の複線型の 明書を得る、 産婆の養成を始めていた。「醫制」の条項には教育及び資格に関して、 「醫制」 講習を受けて修了証明書を得る、 が布達されなかった。 しかし、 運 用 試験の上免状を下付する等々、 が可能であること並びに地方の実情により複線型の 地方庁では三府とほぼ同 時 履歴を質して仮免状、 開加に 選択肢が多かった。 醫制 の方針に従って このことは、 運用でさら 医師の下で研鑽 「規則」 地

水準を段階 Ĺ Ш 仮免状下付の複線型で教育と資格取得を開始した。 形県の場合に 的に切り替えて引き上げて行った。 は 「醫制」をそのまま踏襲した「産婆営業假規 その後、 次に、 頻回に 産婆養成の量と質を確保するために、 「規則」 則 を制定し、 制定と改正、 履 歴を質して仮免状を付与す 廃止と新規制定を行い、 複線型でなお その 都 か 試 度 0

産婆の水準を上げて行った。

準を上げるために段階的に切り替えることを可能にした。

庁免状

(山形県免許鑑札)

取得者とし並列とし、

全国共通への移行の準備をした時期である。

の営業禁止を徹底させた。

一、山形県の近代産婆制度の成立過程について

以下に説明する。

則 制定と実施結果の産婆統計及び衛生統計 から、 山形県の近代産婆制度の成立過 程は大きく四期に分けられた。

おけ 衛生委員を九百七十一名配置し衛生事務組織を整備した。 令で医務取締役を置き、 る履 免許制度を成立させた時期である。 期は 歴と試 醫制 験によって産婆免状を与える制度が成立した。 布達後の 次に衛生課を置き衛生事務官吏を最初五名、 山形県におい て、 この時 「醫制」 朔に衛生事務組織 の産婆関係の条文を踏襲して「産婆営業假規則」 その後 さらに、 「産婆営業假規則」 の整備が着手された。 後に県庁に十一 「産婆営業假規則」を改正して無免状及び無鑑 名、 (明治十三年) この時山形県では内務省の 郡役所に二十五名を置 を制定し、 (明治九年) Ш 形県に き町 を 村 指 制

短期間産婆教育を行うことで産婆養成をすることが なった。 Щ 形県濟生館産婆生徒規則」 期は全国 その一方で「産婆術傳習假規則」の制定により山形県内各地に産婆講習所を置き、 共通の内務省免状産婆養成と山形県免状産婆養成を行った時期である。「山形県濟生館産婆教場 の制定により、そこを修了した者は内務省免状試験を受け、 始まっ た 産婆免状を得ること そこで産婆教師 が巡 が 規 口 口 則 能 7

を実施 許鑑札制を確 第三 期 した。 は 立し 山形県の免許鑑札を制定して、 てい る。 そのために 「産婆術傳習規則」 産婆数の増員を確保 を制定し、 した時期である。 管内産婆全員に強制的に出席させる巡回 「産婆取締規則」では Ш 形県]産婆 自の 免

制定し 第四 期 は Ш 形 県免許鑑札 産婆規 則の全国統 制 の整備を行 向けて、 17 その上で 産婆営業資格を内務省免状か山 「産婆営業取締規 則 0 制 形県鑑札取得者とする 定に より産婆資格を、 産婆営業規 内務省免状か地方 則 を

三

成立過

程

の

規

則

類

の

制

定に影響し

た事

項

0 ような経 過を へて山 形 県 0 産婆養 成 は 勅令 産婆規 則 に移行したのであった。

三年七月至十四年六月)。 産婆の適正 産婆が かし、 きわ 配置を問題としてきた。 このときの統計は公生 めて人命 に深く関わる職業であることから早くから産婆規則の確立が問題になっていた。 さらに衛生局第八次年報 内務省が最初に統計を取ったのは、 (嫡出) と私生 (自明治十五年七月至明治十六年六月)で、 (非嫡出) の比率の関係、 明治十二年であった 市街地と郡部 の比率の関係、 死産が多いことを問題に (衛生局第六次年報自明治十 同時 諸外国 に絶えず、 0 死産 L

婆術 率及び公生 くすため産婆一 傳習規則」 形県では、 (嫡出) 人当たり出産数を全国平 によって産婆養成を実施した。 県内各郡の産婆数の格差をなくすことを目的に規則の整備を行っている。 と私生 (非嫡出) との比較等の結果、 均に近い 値になるまで、 全国統計を得ることは出来なか 産婆の増員を求めて 「産婆術傳習假規 つ また、 全国府県との格差をな 則 または

産

上区分され 生局でも産婆一人当たり出産数を指標に産婆適 たの は 明治三十 五 なかった。 年以降である。 乳幼児の死亡では、 正 配置を問題にし 五歳以下の死亡、 てい る。 なお、 生後 産褥 熱と妊 年未満の死亡と区分され 娠 に関わる死亡が 統計

厝

産

期

0

死亡統計は行われてい

たの 以 Ĺ であり、 か 5 人口千 勅令産婆規 対の産婆数 則 が 出 が たあとですら、 つの指標として用い 産婆数とり られるようになったのは明治三十五年以降のことであった。 わ け 産婆 人当たり 出 産 数が 産婆行政上での指 標 12 な いってい

匹 Ш 形 0 近代 産 婆制 度の 成 ij 過 程 1= おける 教育と資格取 得 0 形 態 心につい 7

ははじめ従来営業者、 新規開業者と産婆の少ない 地区の 限地開業の三 種 類 が あっ た。 明治十 年に試 験 による

であった。

許産婆を排除 則 による限地開業産婆の三種類になっ 産婆免許が がが 心出て、 授与されるようになると、 最終的には、 産婆過 疎地 産婆規則による試験合格者と従来営業者 0 解消を企画したのであった。 た。このように絶えず複線形で産婆資格が与えられてきたが、 内務省の産婆免許と山 形県の産婆免許、 (旧制度内務省免状産婆・県免状産婆)、 限地免許 の三種類になった。 それによって、 地方長官の権限 勅令産婆 無免 規

なる。 常に正規と補 制定された。 治十九年、 証書を必要とした。 育の水準を保つためにたえず教育に関して注意が払われ そこで補助的 産婆伝習所規則の廃 助の 両者とも巡回 関係で複線型が採用された。 な 教育機関がないと産婆卒業証書及び卒業証書を発行出 「規則」 産婆教育を実施 として明治十四年 止後は、 通常の L 産婆講習会および産婆講習所として続 産婆術卒業証書や卒業証書を発行し、 産婆術傳習假規則」 た。 山形県の場合、 が制定され、 一来ない ため、 産婆資格取得に産婆術卒業証書、 産婆数の確保に機能し 明治十八年 17 「規則」 た。 教育や資格取得 が 全く機能 「産婆術傳習規 の実施 た。 な 尚 則 卒業 明 が

産婆の質の保障の点で問題を残すこととなった。 は 幅広く希望者を募り、 希望者は誰でも教育や資格取得の機会があることで、 有意義であったと考えられ るが、

五 111 山形県 形 県に の近代産婆制 お 11 て、 明治十三年 度の成立過程における東京府病院産婆教授所 iz 山 形県濟 生 館 産婆教場 規則」 を制定し内務省免状産婆養 の影響につい

成を開

始した。

山

形

生

婆教授所の方式と完全に同じであった。 館 0 お ける教 産婆教師 育課程 12 と教育方法は、 東京府病院産婆教授所卒業生の佐藤千萬を雇入れた。 東京府 その後明治十四年 病院産婆教授所及び山形県濟生館産婆教場の教育課程と教育方法と完全に同 産婆術傳習假規則」さらに明治十六年 産婆教場の教育課程と教育方法は東京府 産婆術傳習規 病院産 則

以上 から、 Ш 形県 たにお W ては東京府 病院産婆教授所の方式を踏襲したと言える。

六、 Щ 形県の近代産婆制 度 の成立過程における産婆業務の 確立と罰則に つい 7

堕胎 明 治 間引きに関して「屹度可及處分事」と規定し、無鑑札営業に関しては「屹度可及處分筈二付」と規定した。 九年 「産婆營業假規則」 の段階で「醫制」 の方針より進んでいた。 産婦の扱いに対する詳細な規定をし、 崱 か

処罰方法 は明示しなか つ

に違 罰則の規定はまったくなかった。 明治十三年「産婆營業假規則」 犯した者は 「違背罪」を以て処分すると規定したが、 は禁止事項を示したが、 処罰方法は示さなかった。 罰則の規定はなかった。 明治十六年「産婆取締規則」 明治十八年 「産婆営業規則」 は 規 則 は

は情状により営業停止若しくは禁止する事があると規定した。 明 治二十二年 「産婆営業取締規 則 に至り、 違犯の条項を上 げ 具体的な金額を示し科料に処すとし、 処分を受けた者

された。 罰則と処罰 から 具体的に規定され始めた。 明治三十二年 産婆規 則 12 お 11 7 は Ŧi. つの条文が罰則と処罰方法として規定

職業及び制度が未確立の場合には、

罰則と処罰の規定は

あ

4

ま

61

なままに

進んだが、

職業と制

度が確立するに伴

61

以上、 Ш 形 県 0 産婆 制 度 0 確立 の調査研究を通し わ が 国における産婆の免許制 度の確 立の過程 !を明らかにした。

引用文献・注

 $\widehat{1}$ 振興会、 梶完治稿・藤井尚久校補 東京、 九六四 昭 明 另治前日 和三十 [本産婦 九年 、科史」、 日本学士院編 『明治前日本医学史第四巻』一五二~一五三頁、 日本学 六年)

9

本庄栄治朗編

- 2 二頁、 高橋みや子「産婆の職業化の過程 (昭和五六年) |江戸時代の医学書から||『第一一回日本看護学会学術集会(総合看護)(一)||八〇~八
- 3 九九四 高橋みや子「「とりあげばゞ心得草巻之上・下」にみる産婆の実践活動と教育」『日本看護研究学会雑誌』一七巻、一〇二頁、 (平成六年
- 4 八年) 緒方正清「平野重誠、 坐婆必研、 天保元年」、『日本産科科学史』四八二~四八五頁、丸善株式会社、東京、一九一九 (大正
- 5 注 『明治九年回議録』、東京都公文書館所蔵

東京府の仮免状下付願に添付されている従来営業者の履歴書によれば、西洋医か和漢医または産婆に師事する場合と、見習 いあるいは村の慣習に従い特に教育を受けていない場合があった。

- 6 PROCEEDINGS of The Inernational Confederation of Midwives 22 International Congress, 146-149, 1990 Miyako, Takahashi: Midwidery Practice and Activities of Ine Kusumoto, Philip Pranz Von Siebold's Daughter,
- 7 高橋梵仙 『日本人口史之研究第二』二一頁、 日本学術振興会、東京、一九五五 (昭和三十年)
- 8 高橋梵仙 (昭和五六年 「農村社會の窮乏と其打開策としての殺兒の悪弊」『堕胎間引きの研究』一一~一九頁、第一書房、 一九八
- 11 10 山形縣東置賜郡高畠町財團法人東置賜郡教育會編纂発行『東置賜郡史下巻』五六四頁 前掲書 10 「解題」 『近世人口問題史料』 一~六頁、経済史研究会、大阪、一九七一 に同じ。 山形、 (昭和四六年) 一九三九

(昭和

四年)

- 12 前掲書 10 に同じ。 五六四 五六五頁 百
- 13 前掲書 10 に同じ。 五六五頁
- 14 前掲書 10 に同じ。 五六五頁
- 高橋梵仙 「米澤藩の赤子出生養育手富制度」 『堕胎間引きの研究』一四五~一五二頁、 第一書房、東京、一九八一(昭和五

25

『前掲書

23

に同じ。

三六~四四頁

16 『前掲書 10 に同じ。 五六四 ~五六八頁

17

に同じ。

〇四三頁

- 17 形県編纂発行 『山形県史資料編十八 近世史料三』一五二頁、 山形、 一九八三(昭和五八年
- 19 18 本庄栄治朗編 『前掲書 (昭和四六年) 解題 附 民間悪習情実」 『近世人口問題史料』七~九頁、一八一~一八三頁、 経済史研究会、

一九

- 20 七一 .形県編纂発行 『山形縣史資料編一、 明治初期上山形縣史 置賜縣歴史』四八八~四八九頁、 山形、 一九〇二(明治三 五 年
- 22 21 Ш 形県編纂発行 『山形県史資料編十九、 近現代史料一』 九六二~九六三頁、 山形、 九七八 昭和 五三年

『前掲書

(20)」に同じ。

四八八~四九九頁

- 23 せ 厚生省医務局 17 東京、 一九七六 「産婆ノ売薬世話及堕胎等ノ (昭和五一年) 取締方」『医制百年史資料編』 (明治元年十二月二十四日太政官)二〇頁、 ぎょう
- 24 『前掲書 23 に同じ。 医制 (明治七年 八月十八日文部省ヨリ東京京都大阪三府 達 兀 一頁
- 26 『前掲書 23 に同じ。 醫制取締被仰付候事」 明 治六年六月十五日太政官布告無號 三五頁
- 27 三〇年) 厚生省医 公務局 「文部省醫制上申 書 『医制八十年史』 (明治六年十二月二十七日) 四頁、 ぎょうせい、 東京、 九五五 (昭和
- 28 『前掲書 23 に同じ。 醫制施行方向」 (明治七年三月二日) 三五 頁
- 29 『前掲書 27 に同じ。 醫制 施行ニ係ル左院議案」 (明治七年三月七日) 五~六頁
- 30 「前掲書 27 に同じ。 六頁
- 31 『前掲書 27 に同じ。 九頁
- 32 内務省衛生局 「衛生局 に同じ。 第一第 九 { 一報告自 ○頁 明治八年七月至明治十年六月』九、 十~十一、十二頁、一八七七 (明治十年
- 33 34 内務省衛生局 『前掲書 27 「衛生局第 第二 報告自明治八年七月至明治十年六月』 頁なし、 表 「地方衛生吏表乙號 九年度府縣醫務取締

44

35 人員表自明治九年七月至明治十年六月」、一八七七(明治十年) 『山形県布達全書明治九年』(明治九年十二月廿七日乙第三十九

産婆營業假規則」

- 36 明 田県県治一覧表、 沿十四年』一五四~一五六、一六〇、六七~六九頁、 Щ 形県企画審議室、 鶴岡県県治一覧表、 山形県史編纂資料昭和三十三年五月復刻 明治九年山形県治一覧表、 山形、 一九五八 明治十一年山形県県治 明治初年県治 (昭和三十三年) 一覧表附県物産表』「明治七年山形 覧表、 明治十二年山形県県治 覧、 酒
- 37 内務省衛生局 『衛生局第四次年報自明治十一年七月至明治十二年六月』 七一~七三頁、 一八七九 (明治十二年
- 38 内務省衛生局 『衛生局第五次年報自明治十二年七月至明治十三年六月』八六~八八頁、 一八八〇 (明治十三年
- 39 前掲書 34 に同じ。三頁
- 40 内務省衛生局 『衛生局第三次年報自明治十年七月至明治十一年六月』 四九~五〇頁、一八七八 (明治十一年
- 41 衛生取締事務章程ニ付達」『山形県布達明治十年』(明治十年十二月十五日丙第二百三十七号
- 42 ·区医職務章程及区医処務順序ニ付達」『山形県布達明治十年』 (明治十年十二月十五日丙第二百四十
- 43 前掲書 (37)』に同じ。百二十五~百二十六頁
- 形県編纂発行 『山形県史第四巻 近現代編上』 四二一頁、 山形、 九八 四 (昭和 五十九
- 46 45 前掲書 醫術內外科各科開業醫産婆藥舗ノ儀増減取調」『山形県布達明治十二年』(明治十二年十二月二十三日丙第二百九十一 23 に同じ。「府縣衛生課事務條項」 (明治十二年十二月二十七日内務省達乙第五十五号) 一一~一二頁
- 47 内務省衛生局 『衛生局第五次年報自明治十二年七月至明治十三年六月』二百十七~二百十八頁、一八八○ (明治十三年
- 48 前掲書 47 に同じ。 百四十九~百五十頁
- 49 内務省衛生局 『衛生局第六次年報自明治十三年七月至明治十四年六月』五〇四~五〇八頁、一八八一 (明治十四年
- 50 『前掲書 44 に同じ。 四二一頁
- 51 前掲書 23 に同じ。一二~一三頁、 「町村衛生事務條項」(明治十二年十月二十七日内務省達乙第五十六号)
- 52 町 村衛生事務条項二付達」『山形県布達明治十三年』(明治十三年一月卅一日乙第拾弐号)
- 53 衛生委員事務取締規程及心得概目ニ付達」『山形県布達明治十三年』 (明治十三年四月一日、 丙八十九号) 五十四四 Щ 形県

十三年九月六日乙第百六十五号)

- 布達明治十三年』新 「産婆營業假規則」(明治十三年八月二十三日乙百五十二號
- 54 新 「産婆營業假規則」『山形県布達明治十三年』(明治十三年八月二十三日乙百五十)
- 55 産婆試験願の事」『山形新聞』三五二号、一頁、一八八○(明治一三年九月二日
- 56 産婆営業假規則第一條~三條」『山形新聞』三四八号、 一頁、一八八〇 (明治一三年八月二八日
- 58 57 · 産婆営業假規則第八條~一二條」『山形新聞』三五〇号、一頁、一八八〇 産婆営業假規則第四條~七條」『山形新聞』 三四九号、一頁、 一八八〇 (明治一三年八月二九日 (明治一三年八月三〇日
- 59 山形縣 『明治十三年山形縣統計表』六八~六九頁、一八八一 (明治十四年)
- 61 60 八二(明治十五年) 内務省衛生局 内務省衛生局 . 『衛生局第八次年報自明治十五年七月至明治十六年六月』三九~四九頁、一八八三 『衛生局第七次年報自明治十四年七月至明治十五年六月』一六~一九、 四九~五二、二四九~二五二頁、 (明治十六年
- 63 62 『山形県布達明治十三年』「山形縣済生館産婆教場規則」・「山形縣済生館生徒規則」・「山形県濟生館産婆教授掛職制」 山形県布達明治十六年』改正 「産婆営業假規則」 (明治十六年二月二十三日乙第十二号 (明治
- 64 書房、 『時を紡ぐやまがたの女性たち 山形、 一九九五 (平成七年 形県の女性の歩み』 山形県・ 山形県の女性の歩み編纂委員会編、 四六六頁、 みちのく
- 65 66 学短期大学紀要第十三号』二十八~二十九頁、 高橋みや子 高橋みや子 「宮城県の明治初期における助産婦教育制度確立の過程 「朱氏産婆論の翻訳と府県への寄贈」『千葉大学看護学部紀要』一二号、三九~五一頁、 一九七九 (昭和五四年 第 報明治初期における山崎富子の業績」『東海大 一九九〇 (平成) 年
- 注 授業科目に豫備論、 [崎富子の東京府病院産婆教授所の卒業証書 平常妊娠論、 順産論等の科目が記載 (日野家所蔵) (写真掲載)、 東京府病院明治十四年六月「産婆學卒業候事」 0
- 67 護総合分科会』一五〇~一五三頁、 高橋みや子 「東京府病院産婆教授所の設立とその特質 一九八九(平成元年) (第四 報 新規開業者の試験と免状下付」『第二〇回日本看護学会

 $\widehat{74}$

一前掲書

(64)』に同じ。四七一頁

〇〇頁、一九七六

(昭和五

二年

- 68 達の際の修正」『第二一回日本看護学会看護総合分科会』六九~七二頁、 高橋みや子 「東京府病院産婆教授所の設立とその特質 (第五報)--長谷川泰の 一九九〇 「上申」にみる本免状産婆教育の構想と布 (平成二年
- 69 び長谷川泰と東京府間の往復文書より」『看護教育学研究』二巻一号、 高橋みや子「東京府病院産婆教授所の本免状産婆教育に関する研究 一~一一頁、 明治九年~一一年、新聞の産婆志願者募集広告およ 一九九三 (平成五年)
- $\widehat{70}$ 学短期大学紀要第十三号』三十~三十二頁、一九七九 私立産婆講習所設立と教育活動にみる教育課程と教育方法は、朱氏産婆論及び東京府病院産婆教授所と同じである。 高橋みや子「宮城県の明治初期における助産婦教育制度確立の過程 (昭和五四年) 第一報明治初期における山崎富子の業績」『東海大
- 71 · 産婆術傳習假規則」『山形県布達明治十四年』(明治十四年八月八日乙百十六号)
- 73 72柏倉照代「助産婦三代記」『(社)日本助産婦会山形県支部編、 前掲書 (64)』に同じ。四六九頁 郷土乃助産婦』、 (社)日本助産婦会山形県支部発行、
- $\widehat{76}$ 八〇、五一三~五一四頁、 内務省衛生局『衛生局第九次年報自十六年七月至明治十七年六月』五五、六〇、六五~六七、九三、九五~九八、三九五~三 内務省衛生局『衛生局第八次年報自十五年七月至明治十六年六月』三八~四五、四八~四九、一七〇~一七三、一七七~一 一八八三(明治十六年)
- 77 九七頁、 『山形県布達明治十六年』「産婆取締規則」(明治十六年七月五日乙第四十一号 一八八四 (明治十七年)
- 78 山形県布達明治十八年』「産婆術傳習規則」 (明治十八年五月二十五日乙四十三号)
- (79)『前掲書(64)』に同じ。四七三頁
- 明治二十年一月五日に濟生館産婆伝習所卒業生三名、 松崎ヨウ等が同校の教師になってい
- 80 斎藤うた氏の産婆術伝習」『出羽新聞』二二九九号、 三頁、一八八七(明治二十年十月二十日)
- 81 済生館産婆教師斎藤うた氏の産婆術伝習」『出羽新聞』二三〇一号、二頁、一八八七 (明治二十年十月二十二日

82

前掲書

64

に同じ。

四七三頁

91

『前掲書

(64)』に同じ。四七四頁

- 83 済生館産婆教師斎藤歌子氏の産婆術伝習」『出羽新聞』二三〇四号、二頁、一 八八八七 (明治二十年十月二十六日)
- 84 済生館産婆教師斎藤歌子氏の産婆術伝習」『出羽新聞』 二三〇六号、二頁、 一八八七 (明治二十年十月二十九日)
- 86 85 「前掲書 済生館産婆卒業生松崎ヨウ氏の産婆術伝習」『出羽新聞』二三〇八号、二頁、一八八七(明治二十年十月三十 64 に同じ。 四七三頁 白
- 88 87 山形縣 山形縣 『明治十八年山形縣統計書全』二五、三二~三三、一八三~一八四頁、一八八七 明治十九年山 .形縣統計書全』二八、一六九~一七〇頁、一八八八(明治二十一年) (明治二十年)
- 89 内務省衛生局 『衛生局年報自十七年七月至明治廿年六月』八四頁、一八八七(明治二十年)
- 90 `山形県布達明治十八年』 「産婆營業規則」(明治十八年五月十五日乙三十六号)
- 92 山形縣 『明治二十年山形縣統計書全』二七~二八、三三~三四、一九一~一九二頁、一八八九(明治二十二年
- 94 93 山形縣 "明治二十二年山形縣統計書全』三五、二〇九~二一〇頁、一八九一(明治二十四年) 『明治二十一年山形縣統計書全』二八~二九、三四~三七、二六七~二六八頁、一八九〇(明治二十三年
- 95 96 内務省衛生局 内務省衛生局 『衛生局年報自二十一年至明治二十二年』六五、七一~七四頁、一八九〇(明治二十三年) 『衛生局第八次年報自十五年七月至明治十六年六月』三八~六一頁、一八八三(明治十六年
- 98 97 Щ 産婆營業取締規則制定」『山形縣報』 .形県布達明治二十二年』「産婆營業取締規則」(明治二十二年九月十四日県令第七十四号) 五二三号、一頁、一八八九(明治二十二年九月十四日
- 99 『前掲書 (64)』に同じ。四八二頁

明治二十九年十二月十七日、米沢で産婆試験が行われ、八名が受験した。

- 100 Ш 形縣 明治二十三年 Щ .形縣統計書全』二四~二五、三二~三三、二一四~二一五頁、 一八九二 (明治二十五年)
- 101 Щ "明治二十四年山形縣統計書』 二七、三五~三六、二一九頁、一八九三(明治| 二十六年)
- 102 Щ 形縣 "明治二十五年山形縣統計書全』二六~二七、三五~三六、二一三~二一四頁、 一八九四 (明治二十七年

年

- 103 形 縣 明 5%治二 十六年山形縣統計書』二六~二七、 三五~三六、 九 二頁、 八九五 (明治二十八年
- 104 山形縣 明治 二十七年 山形縣統計書』二六~二七、 三五~三六、 九九頁、 一八九六 (明治二十
- 105 山形縣 明 治 形 縣統計書』 四一~四二、 一八六頁、一 八九八(明治三十一年
- 106 山形縣 『明治』 一十九年 -山形縣統計 四一~四二、一九六〇頁、一八九八(明治三十一年)
- 107 山形縣 明治三十年 Щ 形縣 統計書 四四~ 四五、二〇二、二〇七~二〇八頁、一八九九(明治三十二年
- 108 Ш 形縣 明治三十一年 山形縣統計書』 四四~四五、二〇一~二〇二、二〇七~二一四頁、一九〇〇 (明治三十三年
- 110 内務省衛 生局 『衛生局年報自二十四年一 月至同十二月』八七頁、一八九二 (明治二十五年)

『衛生局年報自廿三年一月至同十二月』四、八七~九○頁、一八九一(明治二十四年)

109

内務省衛生局

- 111 内務省衛生局 『衛生局年報自二十五年一月至同十二月』八八~九二頁、一八九三(明治二十六年
- 113 112 内務省衛生局 内務省衛生局 『衛生局年報自二十六年至二十七年』一八~二二、四七~五六、一六一~一六四頁、 『衛生局年報二十八年』三八~四二、五三~六〇、一二〇~一二四頁、一八九六 (明治) 一八九五(明治)
- 115 114 内務省衛生局 内務省衛生局 『衛生局年報三十年』三五~三六、四七、六一~六四、六七~七八、二〇〇~二〇二頁、一八九八 『衛生局年報二十九年』四四~六○、六四~六七、一四二~一四三頁、一八九七 (明治三十年) (明治三十
- 116 内務省衛 生局 衛生局年報三十一年』四、 四二、五九~六二、七一~八四、一九六~一九八頁、一八九九(明治三十二年)
- 117 前 問掲書 116 に同じ。 五頁
- 118 「前掲書 115 に同じ。 三五頁
- 119 『前掲書 116 に同じ。 四二~四三頁
- 120 『前掲書 116 に同じ。 四~五
- 121 「前掲書 23 に同じ。 六三頁
- 122 産婆規 則 山 形縣報 二〇一三号、

六頁、

明治三十二年七月二

二六日

看護行政研究会 『看護六法平成十二年版』 八五六頁、 新日本法規出版株式会社、 東京、二〇〇〇

132

看護行政研究会

- 124 125 山形縣 「前掲書 『明治三十二年山形縣統計書』 に同じ。 六五 五二、二六四頁、一九〇一 (明治三十四年)
- 126 山形縣 明治三十三年山形縣統計書 四三~四四、 五二、二六二、二六八頁、 一九〇二 (明治三十五年
- 128 127 山形縣 山形縣 『明治三十五年山形縣統計書』 明治三十四年山形縣統計書』 四五~ 五四~五五、二六六頁、一九〇四(明治三十七年) 四六、 四九~五三、 五四~五五、二六八頁、 一九〇三(明治三十六年)
- 129 内務省衛生局 『衛生局年報三十二年』五一~五二、六五~六八、七三~八一、一九四、二〇七~二〇八頁、一九〇〇
- 131 130 内務省衛生局 内務省衛生局 『衛生局年報三十三年』六三、八〇~九三、八五~九三、二一〇~二一五頁、 『衛生局年報三十五年』三七、一〇四~一〇五頁、 九〇三(明治三十六年) (明治三十四年)
- 『看護六法平成十二年版』八五六頁、 八八七頁、 新日本法規出版株式会社、 東京、二〇〇〇 (平成十二年)

(山形大学医学部看護学科)

A study of the Organizing Process of the Modern Midwifery System in Yamagata Prefecture Focusing on the Enactment of "Midwifery Regulation" in the 32th year of Meiji

Miyako TAKAHASHI

The Japanese modern midwifery system was provided at the start by the "Medical regulation" in the 7th year of Meiji and was organized to national unity by the Imperial Ordinance "Midwifery Regulation" in the 32th year of Meiji (1899). During these twenty-five years, Hokkaido and each of the prefectures enacted their own "Midwifery Regulation" to conform with the "Midwifery Regulation," and they organized the original midwifery system.

This study focuses on the Yamagata Prefecture midwifery system in the Tohoku district, and considers the organizing process of the system. Because the Yamagata district continued the Edo Period custom of infanticide, the Yamagata prefectual administration maintained strict control of that custom. At the same time it repeatedly enacted and revised the "Mid-wifery Regulation" to adjust it to the conditions of farm and mountain villages. Finally, it established the original "Registered Midwife System" in the 22th year of Meiji. That organizing process was classfied into four stages.

The present study shows that the system was not contradictory to the Imperial Ordinance "Midwifery Regulation" enacted in the 32th year of Meiji, which was amended to the unified national midwife system.